

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 江 上 裕 子 君 | 2 番 | 中 川 泰 一 君 |
| 3 番 | 水 野 忠 宗 君 | 4 番 | 渡 辺 保 彦 君 |
| 5 番 | 小 宅 宏 君 | 6 番 | _____ |
| 7 番 | 山 田 成 利 君 | 8 番 | 広 瀬 隆 博 君 |
| 9 番 | 乾 豊 君 | 10 番 | 若 山 隆 史 君 |
| 11 番 | 藤 埴 理 君 | 12 番 | 中 村 ひとみ 君 |
| 13 番 | 富 田 栄 次 君 | | |

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|-------------------|-----------|----------------------|-------------|
| 町 長 | 早 野 博 文 君 | 副 町 長 | 藤 塚 康 孝 君 |
| 総 務 課 長 | 藤 塚 正 博 君 | 企画調整課長 | 小 森 俊 宏 君 |
| 税 務 課 長 | 桐 山 裕 次 君 | 健康福祉課長 | 酒 井 明 美 君 |
| 子育て推進課長 | 吉 野 敬 子 君 | 住 民 課 長 | 岡 野 文 紀 君 |
| 建 設 課 長 | 藤 江 和 明 君 | 都市計画課長 | 衣 斐 浩 一 君 |
| 産 業 課 長 | 小 竹 武 志 君 | 上下水道課長 | 川 瀬 桂 一 郎 君 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 多 賀 靖 君 | 消 防 主 任 | 三 輪 学 君 |
| 教 育 長 | 和 田 満 君 | 教育次長兼 学 校 教 育 課 長 | 小 川 裕 司 君 |
| 生涯学習課長 | 桑 原 和 弘 君 | | |

3 職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 高 木 智 司 | 書 記 | 石 川 敦 詞 |
| 書 記 | 説 田 藍 海 | | |

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第19号 令和7年度垂井町一般会計予算

議第20号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第21号 令和7年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第22号 令和7年度垂井町介護保険特別会計予算

- 議第23号 令和7年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第24号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計予算
- 議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計予算
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
- 日程第4 議第2号 専決処分の承認について
- 日程第5 議第3号 専決処分の承認について
- 日程第6 議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (1) 垂井町消防団条例の一部改正
 - (2) 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
 - (4) 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
 - (5) 垂井町自治功労者表彰条例の一部改正
- 議第5号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- (1) 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町税賦課徴収条例の一部改正
- 議第6号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
 - (3) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - (4) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - (5) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 - (6) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (7) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正
 - (8) 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
- 議第7号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正について

- 議第9号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正
- 議第11号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町土地区画整理事業補助金交付条例の全部改正について
- 議第13号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第14号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第16号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議第17号 町道路線の認定について
- 日程第7 議第18号 岩手3号線路側改良工事請負契約の締結について
- 日程第8 議第27号 令和6年度垂井町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第9 議第28号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議第29号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議第30号 令和6年度垂井町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第31号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算(第2号)

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時04分 開会

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより令和 7 年第 1 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から21日までの18日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 水野忠宗君、4番 渡辺保彦君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 4 件及び検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時06分 休憩

午前 9 時14分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第 2 議第19号 令和 7 年度垂井町一般会計予算

議第20号 令和 7 年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第21号 令和 7 年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第22号 令和 7 年度垂井町介護保険特別会計予算

議第23号 令和 7 年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第24号 令和 7 年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第25号 令和 7 年度垂井町水道事業会計予算

議第26号 令和 7 年度垂井町下水道事業会計予算

○議長（若山隆史君） 日程第 2、議第19号 令和 7 年度垂井町一般会計予算から議第26号 令和 7 年度垂井町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 改めまして、おはようございます。

本日、令和7年第1回垂井町議会定例会が開会され、令和7年度予算案並びに関連諸議案につきまして審議をお願いするに当たり、町政に対する基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆様様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

昨年、垂井町は合併70周年という大きな節目を迎えましたが、70年の歩みを糧として、記念行事をはじめ、まちの魅力と活力を高める多くの事業を執り行うことができました。

まず、4月には旧役場庁舎跡地において、本町初の複合施設「ワイワイプラザ垂井」が供用開始となり、誰もが楽しく・安全に集える垂井のにぎわい拠点として多くの人々に愛され、活用されることとなりました。

また、9月には町合併70周年記念式典を挙行し、本町の歴史を振り返るとともに、未来への展望を皆様と共有することができました。

さらに、12月には旧垂井東保育園をビジネス拠点施設に改修したコネクトベース垂井が供用開始となり、多様な人が集い、繋がり、輝くビジネス宿場町垂井の実現に向けた一步を踏み出しました。

加えて、提案型地域活性化事業では、町内各地において町民の皆様がそれぞれの思いを込めて企画・運営された多彩なイベントが開催され、まち全体が大きく活気づきました。

このように素晴らしい節目の年とすることができたのは、皆様の温かい御支援のたまものであると、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、現在の社会情勢に目を移しますと、内閣府が発表しました令和7年2月の月例経済報告では、景気は一部に足踏みが残るものの緩やかに回復しているとされ、先行きについても雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されると、回復基調が継続する見込みであるとされました。

また、令和6年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024では、社会課題解決を契機とした生産性向上、誰もが活躍できるWell-beingが高い社会の実現、経済・財政・社会保障の持続可能性の確保、地域ごとの特性・成長資源を生かした持続的な地域社会の形成などに取り組むといった方針が示され、地方行財政においては、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要とされました。

この点では石破総理大臣の施政方針演説でも言及され、全ての人が安全と安心を感じ、自分の夢に挑戦し、今日よりあしたはよくなると実感できる楽しい日本を実現させる柱の一つとし

て地方創生2.0が掲げられました。地方創生2.0は、日本全体の活力を取り戻す経済政策であり、国民の多様な幸せを実現する社会政策と位置づけられておるところでございますが、特に注目すべきは、若者・女性にも選ばれる地方を最優先課題としていることでもあります。

我が国は現在、急激に人口減少が進んでいます。本町におきましても西暦2000年の2万8,935人をピークとして減少が続き、西暦2020年には2万6,402人、垂井町人口ビジョンによりますと、西暦2040年には2万2,600人と確実に人口減少が見込まれる状況にあります。この状況を打開するため、垂井町第6次総合計画後期5年計画において、若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくりを重点項目の筆頭に捉え、子育てファーストタウンたるいの旗印の下、少子化対策を軸とした子育て、教育、都市基盤、産業などに関する施策を推進し、若い世代や子育て世代に選ばれるまちを目指しているところでございます。

「子育てファーストタウンたるい」という言葉には、本町が人口減少対策を最優先課題として取り組む強い決意が込められております。私は、令和元年の町長就任以来、子育て支援を未来への投資と位置づけ、小・中学生の給食費の無償化や高校生世代までの医療費無償化など子育て施策を拡充してまいりました。この取組をさらに推進するため、令和6年2月にはこどもまんなか応援サポーターへの就任を宣言し、同年3月には民間企業と子育て支援に係る連携協定を締結して、官民一体となった支援体制を構築いたしました。こうした多角的な支援により、「子育てするなら垂井町で」と選ばれるまちづくりを進め、人口減少という課題に対応してまいります。

子育て世代に選ばれるまちづくりには支援制度の充実とともに、安全・安心な生活基盤の確保も欠かせません。国においても令和5年12月に閣議決定されたこども大綱において、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとされております。その方針により、本町では令和6年度、学校防犯カメラ設置などの事業を行ったところでございますが、近年激甚化している自然災害への対策も非常に重要であると考えております。

昨年は、南海トラフ地震臨時情報の発令や台風10号による豪雨災害があり、多くの方が不安な日々を過ごされたことと存じます。本町では情報発信を迅速に行うとともに、台風10号による豪雨災害の際には町内各所で避難所を開設し、自治会等と連携して災害対応を行いました。また、近年頻発する自然災害を受け、町民の皆様の災害意識の高まりを感じている次第でございます。

こうした経験を踏まえ、本町では昨年、避難所の衛生用品の備蓄の拡充を行うとともに、令和6年11月に地元企業と災害時の燃料協定を締結し、連携を強化してまいりましたが、今後もより一層、まち全体の防災力向上を図ってまいります。

これらの取組は、安全・安心な暮らしを支える基盤となり、若い世代や子育て世代の方々が垂井町で長く暮らし続けたいと思える環境づくりにつながっていくことと確信しております。令和7年度は、このようなまちの課題に対して的確に対応し、将来にわたって安全・安心な垂

井町を維持することで、まちの魅力を高めるための施策に特に重点を置いて新年度の予算を編成したところでございます。

それでは、新年度予算の概要につきまして、第6次総合計画の7つのまちづくりテーマに沿って重要施策を御説明申し上げます。

まず、第1のテーマは「協働」であります。

ここでは「まち全体が活発で、みんなで育む幸福度の高いまち」を目指してまいります。

1-1. 協働では、新年度におきましては、引き続き地区まちづくり協議会支援事業や地区まちづくりセンター運営事業などにも取り組んでまいります。

また、提案型協働事業を継続し、地域の多様な課題解決に向けた取組を進めてまいりますとともに、円滑な自治会運営の促進に向けて自治会活動支援事業を継続して行ってまいります。

また、広報・広聴活動といたしましては、「広報たるい」やホームページ、まちのLINEなど、分かりやすく有益な情報発信を行ってまいります。そのほか、町民の皆様と直接対話するたるい未来トークを開催してまいります。

1-2. 人権では、町内に多数在住する日本語に不慣れな方の行政手続を支援するため、多言語ユニバーサル情報配信ツールの活用及び地域に根差した日本語講座を継続するとともに、新年度におきましては多言語映像通訳ソフトの導入により、通訳の対応言語や対応時間の拡大を行い、多文化共生事業を進めてまいります。

そのほか、偏見や差別のない社会の実現に向け、人権フォーラムの開催、人権啓発ポスターやリーフレットの作成などの事業を継続するとともに、新年度におきましては庁舎ロビーに移動式の人権看板を設置し、人権教育・啓発に関する事業を進めてまいります。

第2のテーマは「安全・安心」であります。

ここでは「自ら考え、みんなで取り組む安全・安心なまち」を目指してまいります。

2-1. 防災・減災では、新年度におきましては車載器など移動系防災行政無線のデジタル化更新工事を行うとともに、引き続き防災行政無線の伝達多重化を図るため、LINEや防災アプリを活用した放送内容の発信や戸別受信機の販売を行ってまいります。

また、令和6年能登半島地震の教訓から、簡易トイレを新たに災害備蓄品として整備するとともに、自主防災組織防災資機材購入費の助成対象に、地震発生時に自動的にブレーカーが落ちるようになる感震ブレーカーを追加いたします。

また、台風10号による豪雨災害の経験から、災害情報自治会伝達システムを導入し、災害情報の連絡体制を強化いたします。

あわせて、防災士の育成、消防設備の充実にも継続して取り組み、これらを通じて災害に対する体制の整備や地域の防災力の強化に努めてまいります。

さらに、新年度におきましては木造住宅耐震補強工事費補助金の増額、耐震シェルター等への助成を実施するなど、民間の建築物の耐震診断や耐震補強への支援を拡充し、建築物の安全性に対する意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを力強く推進してまいります。

また、水路改修やしゅんせつなど、災害の発生を防ぐための河川の適正な維持管理も継続して進めてまいります。

2-2. 生活安全では、引き続き犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、自治会などが設置する防犯カメラ等の設置費用を助成いたします。

また、危険箇所へのカーブミラーなどの交通安全施設の設置を引き続き行うとともに、新年度ではカーブミラーの点検の実施、宮代地区、綾戸地区におけるゾーン30プラスの導入など交通安全の取組を進めてまいります。

公衆街路灯の新設やLED化を進めるなど、防犯対策の取組を進めてまいります。

そのほか、通学路等の巡回パトロールを実施する団体への支援を継続するとともに、保護者連絡システムや学校防犯カメラを活用し、学校防犯体制の強化を推し進めてまいります。

次に、第3のテーマは「都市基盤・環境」であります。

ここでは「将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち」を目指してまいります。持続可能なまちづくりにおいては、まちの魅力を引き出し、住民や経済の活力を高めることが重要であるため、都市再生による好循環を加速させ、都市計画の3本柱である土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業を強力に推し進めてまいります。

3-1. 土地利用では、新年度におきましては居住や都市機能の誘導によるコンパクト・プラス・ネットワークの形成を推進するため、令和7年度と8年度の2か年をかけて立地適正化計画の策定を行うとともに、庁舎周辺の市街化調整区域において都市機能を集約した都市的土地利用を着実に進めるため、サウンディング型市場調査により土地利用の現実性の整理を行いながら庁舎周辺の都市機能集積拠点形成事業を進めてまいります。

3-2. 道路では、道路改良事業などの実施などにより、幹線道路や生活道路の整備を行ってまいります。特に、新年度は宮代121号線の道路新設により庁舎周辺地区の土地利用を促進し、まちの魅力を高めてまいりますとともに、栗原50号線舗装改良工事などインフラ設備の安全性を高めてまいります。

また、国道や県道の改良を促進するため、関係機関に要望を続けてまいります。

そのほか、橋梁の定期点検を行い、緊急度に応じて補修にも取り組んでまいります。新年度におきましては、相川橋橋梁補修事業により橋梁の補修工事を実施し、長寿命化を図ります。

3-3. 地域公共交通では、引き続き民間事業者と連携を図りながら、町民の皆様にとって身近な交通手段であります巡回バスを運行してまいりますとともに、バス路線の見直しを行い、今後の人口減少等を見据えながら地域公共交通を維持してまいります。

また、県立不破高等学校に通う生徒の登校時における利便性の向上を図るため、不破高校スクール線につきましても引き続き助成を行い、運行を継続してまいります。

また、JR垂井駅周辺施設の照明のLED化を行い、皆様が安心して利用できる環境を整備してまいります。

そのほか、JR東海などの関係機関に働きかけ、垂井駅利用者の利便性の向上にも努めてま

います。

3-4. 公園では、新年度におきましては清水児童公園のトイレを建て替え、誰もが使いやすい憩いの場としての公園を整備してまいります。また、都市公園のベンチの更新など公園施設の適正管理により、安全・安心な公園環境の提供に努めてまいります。

3-5. 空き家等対策では、引き続き説明会の開催や空き家バンク・空き地バンクの運用により、総合的に空き家や未利用土地の利活用の促進を図ってまいります。

3-6. 上水道では、引き続き事業の経営基盤強化並びに経営の健全性向上を図り、将来にわたり安定的な運営の継続に努めてまいります。

また、安全で安定した水の供給を行うため、引き続き水道施設の維持管理に努めてまいりますとともに、配水管布設替工事など配水管網の整備・更新を実施し、管路の耐震化や老朽化対策にも積極的に取り組んでまいります。

3-7. 下水道では、継続事業として公共下水道事業計画区域内における管網整備を行い、快適で衛生的な生活環境の確保と水環境の保全を図ってまいりますとともに、浄化センター及び農業集落排水処理施設の維持管理にも努めてまいります。

また、公共下水道事業計画区域外におきましては、引き続き浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行ってまいります。

3-8. 環境では、環境汚染の防止や不法投棄の防止等の取組を進めるとともに、新年度はエコドームにおいて粗大ごみとして回収したプラケースを含むプラスチック製品全般のリサイクル処理を試行的に実施し、ごみの減量化や再資源化を進め、循環型社会の構築を目指してまいります。あわせて、資源分別回収事業、生ごみ処理容器等設置の奨励及び推進などの取組も進めてまいります。

また、クリーンセンターにつきましては、炉内耐火物改修工事などの実施により、ごみ処理施設等の機能維持を図りながら安定したごみ処理体制の確保に努めてまいりますとともに、昨年度実施したクリーンセンター整備方針の検討を基に、クリーンセンターの今後の在り方に関する方向性を示してまいります。

そのほか、再生可能エネルギーの利用促進と温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備などの設置費用の補助を継続してまいります。

次に、第4のテーマは「産業・交流」であります。

ここでは「魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち」を目指してまいります。人口減少社会を迎える中、地域産業の持続的な発展を後押しするため、社会課題への対応や未来への先行投資を意識しながら、引き続き人づくりと土台づくりを目的とした支援事業を展開し、本町のさらなる活性化を目指してまいります。

4-1. 商工業では、梅谷地区における工場用地開発事業を進めるとともに、継続事業として、町内に工場の新設・増設をされた企業に対して工場等設置奨励金の交付を行ってまいります。

また、令和6年12月に供用開始となりましたコネクトベース垂井において、新たな技術や考え方を生かした新規事業の創出、起業、キャリアアップ等を目的とする各種セミナーを開催してまいります。本施設を拠点にした事業展開により、特に若年者の活躍の場を提供するとともに、起業意欲のある方や中小企業等に対し、事業への相談や実装について伴走型の支援を継続的に行い、本町を起点としたビジネススタイルの確立を図ってまいります。そのほか、企業連絡会への支援なども継続してまいります。

4-2. 観光では、新年度におきましては引き続き町内のにぎわい等を創出するため、住民主体において運営するイベントに対する助成を行うとともに、引き続き広域的な戦国武将観光推進事業として、関ヶ原合戦や菩提山城跡など戦国観光資源を活用した観光プロモーション事業を展開してまいります。

また、観光客の受入れ体制を充実させるため、観光協会への支援などにも取り組んでまいります。あわせて、ハイキングコースなどの観光施設の整備も進めてまいります。

4-3. 農業では、水田営農における農地利用の効率化、経営の合理化を図るため、農地中間管理事業による主要な担い手への農地の集積、各地区地域計画による集約を推進するとともに、高性能農業機械導入事業及びオペレーター農業機械士養成事業を継続して進めることで農作業の省力化を後押しし、担い手不足等の問題への取組を進めてまいります。

あわせて、中山間地域で行う農業生産活動を支援するため、中山間地域等直接支払事業、地域ぐるみによる農地・農業用水等の保全管理への取組を支援する多面的機能支払事業などにつきましても継続して進めてまいります。

また、農業の生産性向上を図るため、かんがい排水事業や農地整備事業を実施してまいりますとともに、農業の多面的機能を確保するため、平尾土地改良区と岐阜県との連携を図りながららほ場整備事業を進めてまいります。

そのほか、北部幹線農道の整備や防災の観点から、老朽化したため池の改良や廃止に取り組んでまいります。

4-4. 林業では、まちの豊かな自然に子供の頃から親しみを持ってもらい、ふるさとへの愛着を持ってもらえるよう町内の森林を活用した木育体験イベントを引き続き開催するとともに、森林整備のため所有者の意向を確認する森林経営管理に関する意向調査についても引き続き実施してまいります。

また、林道明神線法面の安全対策事業を行うとともに、団地間伐や作業道等の開設への支援など、一般造林事業も行ってまいります。

また、併せて林業振興事業といたしましては、近年頻発する豪雨などにより林道の通行に支障が生じた際の復旧工事などを行い、安全な林道管理にも努めてまいります。

第5のテーマは「福祉・健康」であります。

ここでは「すべての住民が笑顔になれるやさしさにあふれるまち」を目指し、取組を進めてまいります。

5-1. 子育てでは、こども家庭センターにおいて子育て推進課と保健センターで連携を図りながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、引き続き全ての子供たちが安全・安心に成長していけるよう支援体制を充実させてまいります。

また、令和7年度は子育て支援センターなどへ木育玩具を整備し、子供の感性を育て、自然とのつながりを深める取組を行ってまいります。

妊娠期からの施策につきましては、妊婦のための支援給付事業などによる子育て世帯への経済的支援と相談支援、妊産婦健康診査費の助成、保険適用の不妊治療費の助成、乳幼児健康診査を継続しますとともに、令和7年度におきましては、新たに1か月児健診の助成を行うとともに産婦健診の助成を拡充し、特に配慮が必要な妊娠・出産期に係るケアを支援してまいります。

また、子育て世帯訪問サポート事業を継続し、妊娠中や産後の体調不良などにより家事等を行うことが困難な世帯に対しまして支援を行ってまいります。

子供の乳児期以降の施策につきましては、認定こども園や留守家庭児童教室等の充実に努め、安心して子育てができる環境づくりと令和6年度に拡充となりました児童手当による経済的な支援の両輪で子育て支援を行ってまいります。

そのほか、保護者が安心して働ける環境づくりとしましては、引き続き病児保育事業により、博愛会病院及び町外の提携施設において病気またはその回復期にある子供の受入れを行うとともに、令和7年度は垂井東こども園に配置しております看護師を増員し、医療的ケア児の受入れ体制をさらに整備してまいります。一時的保育事業も継続し、保護者の多様なニーズに応じた柔軟な保育環境を提供してまいります。

そのほか、就学前児童の成長を支援するため、児童発達支援事業所「いずみの園」やことばの教室も継続してまいります。さらに、子ども食堂を運営する団体への補助や、第2子以降出産祝金、高等学校就学準備等支援金などの支給事業も引き続き実施してまいります。

5-2. 高齢福祉では、高齢者の方々の通院や買物など、日常生活における移動手段の一つであるタクシー利用に対する助成を行っておりますが、初乗り運賃の値上げに伴い、新年度から助成額を1回につき60円引上げをいたします。

また、老人クラブ活動への支援やふれあい長寿フェアの開催、長寿者褒賞事業、長寿お祝い商品券発行事業などの長寿をお祝いする事業及び介護予防・生活支援事業につきましても引き続き行ってまいります。

次に、介護保険といたしましては、引き続き在宅の高齢者に対し、紙おむつの購入に要する経費の一部を助成し、在宅介護の負担軽減を図ってまいりますとともに、介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業など各種の取組を進めてまいります。

また、安否情報が共有できる見守りシールの配付やGPS機器の導入支援、認知症高齢者等見守り事業の登録者が起こした事故の損害を賠償するための個人賠償責任保険事業などを継続

いたします。さらに、令和7年度におきましては、ひとり暮らし高齢者の方を対象に、電力スマートメーターが記録する電力使用状況をAIで分析し、フレイルリスクが高いと判定された方へ個別アプローチを行うことで、より効果的な介護予防事業を行ってまいります。

そのほか、地域包括支援センターの運営充実に努め、介護保険事業の充実にに向けた取組を進めてまいります。

5-3. 障がい福祉では、新年度におきましては、在宅で障がいをお持ちの方の見守りを行う御家族と御本人の安全・安心のため安否情報が共有できる見守りシールの配付や、登録者が起こした事故の損害を賠償するための個人賠償責任保険事業を新たに行うほか、高齢福祉分野と同様にタクシー券の助成額の引上げを行ってまいります。

また、引き続き障害福祉サービス費等給付事業、地域生活支援事業、自立支援医療費等事業、障害児施設給付費等給付事業及び障害者福祉手当支給事業、福祉事業所けやきの家の送迎事業なども実施してまいります。

5-4. 健康・医療では、健康相談・健康教室、栄養教室などの事業を展開し、健康づくりを推進してまいりますとともに、各種がん検診など疾病予防対策の取組につきましても進めてまいります。特に、子宮頸がん検診については、今年度から委託機関での受診も可能とすることで検診を受けやすい環境を整備してまいります。

また、子供等に係ります医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成事業につきましても、18歳到達後の3月までの医療費助成を引き続き実施してまいりますとともに、在宅当番医を郡医師会に委託するなど、安心して診療が受けられる体制も維持し、継続してまいります。

また、令和7年度におきましては帯状疱疹ワクチン接種が定期接種化されることを受けて、当該接種を追加し、予防接種事業を実施してまいります。

次に、国民健康保険につきましても、1人当たり医療費が増加傾向にある中で、健全財政を維持していくため特定健康診査や特定保健指導の実施など、効果的な保健事業の推進に努めてまいります。

第6のテーマは「教育・文化」であります。

ここでは「ふるさとへの誇りと愛着をもった人材（人財）を育てるまち」を目指してまいります。

6-1. 学校教育では、新年度におきましてはGIGAスクール構想によるICTの積極的な活用を推進するため、GIGAスクール用タブレット端末の更新、クラウド型授業支援アプリ、教材機能付デジタル教科書など、児童・生徒の学びの充実にに向けた取組を進めてまいります。

あわせて、児童・生徒への学習支援やいじめ・不登校に対応した特別支援教育指導員、幼児教育指導員、スクールアドバイザー及び適応指導員などを配置し、教育支援環境の充実に努めてまいります。

また、学校、保護者及び地域が協働しながら子供たちの豊かな成長を支えるため、学校支援

ボランティアへの登録を進め、コミュニティ・スクールとしての教育活動を充実してまいります。

教育環境の整備につきましては、昨年度から継続し、東小学校校舎長寿命化改修事業を行ってまいります。また、表佐、岩手、東小学校体育館において、リース方式による学校施設のLED化改修事業を実施してまいります。

学校給食におきましては、地場産物を積極的に使用するとともに、調理備品の更新や調理室床面の張り替えなど、衛生管理の徹底を図りながら、安全・安心な給食の提供に取り組んでまいります。

また、子育て家庭の教育に係る経済的負担を軽減するため、引き続き小・中学校の給食費無償化事業を行ってまいります。

6-2. 青少年育成では、地域子ども教室推進事業により、スポーツや文化活動を通じて心豊かでたくましい子供を地域で育むための取組を進めてまいりますとともに、青少年活動支援事業により、町子ども会育成連絡協議会、町VY Sの活動などへの支援も行なってまいります。あわせて、地区まちづくり協議会をはじめ、青少年育成推進委員等と連携を図りながら、青少年健全育成地区民大会の開催を通じて青少年の健全な育成につなげてまいります。

6-3. 生涯学習では、生き生き学級などの生涯学習推進事業を進めてまいります。また、誰もが楽しく学び、活動し、人と人が交流する地域のにぎわい拠点であるワイワイプラザ垂井での事業展開により、子供から高齢者まで多様な活動を通じた地域活性化を図ります。

文化会館におきましては、町展、文化講演会及び音楽祭等の自主事業についても実施してまいります。

また、タルイピアセンターにおきましては、引き続き図書館資料の収集などに取り組んでまいりますとともに、令和7年度においては照明のLED化を行い、快適な学習環境の整備を図ります。

次に、生涯スポーツといたしましては、第3次生涯スポーツ振興計画に基づき、町体育協会への支援など、スポーツ団体等の育成支援事業を進めてまいりますとともに、スポーツイベントの開催を通じて町民の皆様の健康づくりや仲間づくりを支援してまいります。

また、令和7年度は中学校部活動の地域移行に伴い、専門的な指導を受けられる環境を整備し、子供たちの多様な成長を支援してまいります。

6-4. 文化では、新年度におきましては、引き続き、国指定史跡である美濃国府跡地の公有地化に向け取組を進めてまいります。また、菩提山城跡総合調査事業においては、令和6年度に実施しておりました菩提山山頂の主郭の発掘調査で、竹中半兵衛公時代の御殿跡の一部が見つかり、これまでの通説を覆す発見がありました。新年度は引き続き、御殿跡を中心とした発掘調査及び資料調査を行い、国史跡への指定を目指した事業を行ってまいります。あわせて、歴史文化等継承事業といたしまして、引き続き企画展の開催や文献資料等の収集などを行ってまいります。

また、垂井曳軸保存会、南宮大社神事芸能保存会及び表佐太鼓踊り保存会など、郷土芸能保存団体等への支援につきましても引き続き行ってまいります。

次に、第7のテーマは「行財政運営」であります。

ここでは「総合計画を実行・実現できるまち」を目指してまいります。

7-1. 行政運営では、引き続きDXによる便利で快適なまちづくりのため、斎場のウェブ予約の開始など、まちのデジタルトランスフォーメーションの推進に向けた取組を進めるとともに、自治体情報システムの標準化・共通化など、今後の時代を見据えた共通システムの導入も進めてまいります。

7-2. 財政運営では、引き続き第6次行財政改革大綱に基づき、行政・財政の一体改革を行ってまいります。

また、地方公会計財務書類の整備を行うなど、財政の見える化を意識した取組を進めながら、資産や債務、施設の維持コストなどを適正に把握し、効率的な財政運営に努めてまいります。また、令和7年度では公共施設等総合管理計画などの改定に向け、今後の公共施設の在り方に関する検証、見直しに向けた取組も進めてまいります。

あわせて、基金、町債及び公債費の適正な管理も含めて計画的な財政運営に努めてまいります。

そのほか、適正・公平な課税・徴収業務の推進に努め、税収の確保に取り組んでまいります。

7-3. タウンプロモーション・移住定住では、若年層の移住・定住の促進及び安定した住宅環境による子育て支援を行うため、住宅の新築、購入に係る支援を継続して実施してまいります。

また、新年度では近隣自治体や企業とも連携しながら婚活支援事業を行い、若者の出会いの場の創出を図ってまいります。

また、官民連携を図りながら、まちの持つ魅力や施策、情報を町内外へ発信し、関係人口の創出とシビックプライドの醸成を図るとともに、都市圏においては本町の魅力を満載したリーフレットなども活用し、本町に関心を持つ関係人口の創出や移住・定住を促進する事業を展開してまいります。

そのほか、新年度は新たに東京圏から本町に就職される学生に対して財政的な支援を行うとともに、ふるさと納税の推進により自主財源の確保に併せ、関係人口の創出に努めてまいります。

以上が令和7年度の予算の大要及び重点的に取り組む施策であります。

続きまして、令和7年度の各会計の予算額につきましては、一般会計105億6,000万円、国民健康保険特別会計25億7,000万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,240万円、介護保険特別会計28億8,000万円、不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計108万円、後期高齢者医療特別会計4億7,900万円、水道事業会計8億4,600万円、下水道事業会計18億3,100万円、合計191億7,948万円とするものでございます。

一般会計の予算規模につきましては、令和6年度と比較して7.4%、7億3,000万円の増額とあいなりました。

歳入につきましては、自主財源の根幹となる町税において、賃上げなどの影響により町民税の増収が想定されるとともに、固定資産税も工場等設備投資の増加並びに工場及び住宅の新築により増収となる見込みとなりました。よって、町税全体といたしましては、令和6年度当初比1.4%増の37億2,210万7,000円を見込んでおります。

また、地方交付税18億円、国庫支出金15億4,580万1,000円、基金繰入金5億2,000万円、地方債は5億円を見込んだところでございます。こちらは、地方交付税の財源となります国税収入の増加により、令和7年度につきましては臨時財政対策債の発行がない見込みでありますので、地方交付税が増加し、地方債が減少した形となっております。

一方、歳出につきましては、物価高騰に伴う物件費の増加、公債費や社会保障費などの義務的経費の増加が大きく、また公共施設やインフラの老朽化への対策等による維持経費の増加もございましたことから、限られた財源の中で事業の選択と集中を行った編成となりました。

また、今後も歳出の増加が見込まれることから、令和5年3月に策定をいたしました垂井町行政改革大綱による行政・財政の一体改革を強力に推進し、社会情勢の変化を捉えた事業見直し及び財源の確保により町民ニーズに沿った事業を展開してまいります。

なお、予算編成に当たりましては、安全で安心な住民生活の維持と向上に資するサービスを提供するという基礎自治体の使命を第一とし、本町にとって最大の課題であります人口減少へ対応するため、垂井町第6次総合計画後期5年計画に基づき、緊急度や優先度を明確にした上で、実施時期等を検討しながら各種事務事業の予算を編成いたしましたところでございます。特に、新年度予算におきましては少子化対策を軸として、子育て、教育、都市基盤、産業などの分野において、若い世代や子育て世代のニーズを捉えた施策を展開し、子育てファーストタウンたるいを推進するとともに、防災対策に重点を置き、全ての町民が安全・安心に暮らすことのできる垂井町を持続可能なものとし、次の世代に引き継ぐための施策を推進してまいります。

本町は、昨年、合併70周年という節目を迎え、新たな歴史の一步を刻みました。この70年の歩みは先人たちの努力の結晶であり、それを礎にして、次なる80年、90年へ向けて新しい未来図を描いていく責任がございます。その未来は行政だけではなく、住民お一人お一人の協働によって形づくられるものでございます。

令和7年度は、将来の垂井町が人とまちが輝く地域共創都市となるために、まちの持続可能性を重視しながら、子育て支援、防災対策、都市計画、地域経済活性化など多岐にわたる施策を着実に実行し、垂井町に住みたい、ずっと住み続けたいと思っていただけるまちづくりの実現に全力で取り組んでまいります。

以上、町政運営に関します私の所信の一端と令和7年度における主な施策事業について申し上げますが、町民の皆様並びに議員各位のさらなる御理解と御協力を心よりお願いを申し上げます、新年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

それでは、議第19号から第26号までの令和7年度の各会計の詳細につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、議第19号 令和7年度垂井町一般会計予算につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105億6,000万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算の5ページでございます。

歳出から説明をさせていただきますので、御確認のほうお願いをいたします。

歳出の一覧でございます。

款1 議会費でございます。項1 議会費におきまして9,648万9,000円を計上させていただきました。議会運営に係る経費でございます。

款2 総務費でございます。16億2,148万1,000円を計上させていただきました。

項1 総務管理費の13億6,461万1,000円は、主に特別職などの人件費、庁舎等の維持管理、広報、電算、統計調査などに係ります経費でございます。令和7年度は、安心安全なシステム稼働環境の整備事業で4億4,988万6,000円を、行政のDX推進事業で938万6,000円をそれぞれ計上させていただいております。

項2 徴税费でございます。1億3,871万6,000円、主に税の賦課徴収等に係ります経費でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費の8,863万9,000円は、主に戸籍住民基本台帳、マイナンバーなどに係ります経費でございます。

項4 選挙費1,622万6,000円は、令和7年度は主に参議院議員通常選挙などに係ります経費でございます。

項5 統計調査費1,265万8,000円は、令和7年度は主に国勢調査などに係ります経費でございます。

項6 監査委員費の63万1,000円、監査委員及び監査事務に関します経費でございます。

続きまして、款3 民生費でございます。37億8,925万7,000円を計上をさせていただきました。

項1 社会福祉費の20億4,875万1,000円、主に福祉医療、高齢者福祉、障がい者福祉などに関する経費でございます。令和7年度におきましては、福祉医療費助成事業で2億8,177万円を、長寿お祝い商品券発行事業で546万4,000円を、障害福祉サービス費等給付事業で4億9,559万3,000円などをそれぞれ計上いたしております。

また、高齢者、障がい者のタクシー利用助成事業につきましては、助成額の引上げを行ってまいります。

項2 児童福祉費17億4,050万1,000円は、主に児童発達支援事業、こども園、子育て支援センター、留守家庭児童教室の運営管理、また児童手当などに関する経費でございます。令和7年度は、児童福祉に係りますこども家庭センター事業で777万5,000円、児童手当支給事業で5億2,231万1,000円、留守家庭児童教室の運営事業で6,636万9,000円などを計上いたしております。

項3 災害救助費につきましては5,000円を計上させていただきました。

款4 衛生費では7億8,871万2,000円を計上させていただきました。

項1 保健衛生費3億9,354万1,000円は、主に公害対策、斎場管理、保健センターの運営などに係る経費でございます。令和7年度は、母子保健に係りますこども家庭センター事業に2,287万3,000円、予防接種事業で9,163万3,000円などを計上いたしております。

項2 清掃費の3億9,517万1,000円は、廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンター、エコパークの管理運営などに係る経費でございます。令和7年度は、エコパーク施設運営事業で2,010万3,000円などを計上いたしております。

款5 労働費、項1 労働諸費では157万9,000円を計上させていただきました。勤労者、離職者支援事業、雇用促進奨励事業などに係る経費を計上いたしております。

款6 農林水産業費では4億1,708万円を計上させていただきました。

項1 農業費の3億8,819万5,000円は、農業の振興、農業施設等の整備などに係る経費でございます。令和7年度は、北部幹線農道整備事業で2,605万円を、ため池整備事業で3,506万5,000円を、ほ場整備事業で5,263万円などをそれぞれ計上いたしております。

項2 林業費2,888万5,000円は、森林の適切な整備、保全などに係る経費でございます。令和7年度は森林経営管理事業で1,482万8,000円などを計上いたしております。

款7 商工費、項1 商工費では1億3,430万7,000円を計上させていただきました。令和7年度は、梅谷地区工場用地開発事業に2,218万3,000円、イベント実施団体への助成事業で711万1,000円などの経費を計上いたしております。また、垂井町ビジネス拠点施設「コネクトベース垂井」楽しい地方共創推進事業では、物づくりセミナーなどや伴走型企业支援、子育て世代向け行事などのコネクトベースを活用した事業者支援及びにぎわい創出事業を行ってまいります。

款8 土木費では10億9,906万9,000円を計上させていただきました。

項1 土木管理費の6,564万3,000円は、道路台帳の管理、法定外公共物の管理業務などに係る経費でございます。

項2 道路橋りょう費の3億2,682万6,000円は、道路や橋梁の維持・新設・改良、除雪対策などに係る経費でございます。令和7年度は、幹線道路の整備促進及び安心・安全な生活道路の改良事業で1億3,161万5,000円、道路構造物定期点検・補修事業で1億5,360万円などを計上いたしております。

項3 河川費では1,410万7,000円を計上させていただきました。河川の維持管理及び自然災害対策などに係る経費でございます。

項4都市計画費6億6,525万7,000円、都市的土地利用、都市公園及び駅周辺施設の整備・維持管理などに係る経費でございます。令和7年度は、都市政策立案事業に900万円、都市公園整備事業に3,598万2,000円、駅周辺施設整備事業で1,801万7,000円などを計上いたしております。

項5住宅費2,723万6,000円でございます。町営住宅管理事業などに係ります経費でございます。

款9消防費、項1消防費では4億9,303万2,000円を計上させていただいております。令和7年度は地域防災力強化事業、災害備蓄品整備事業について、内容の拡充を図ってまいります。

款10教育費14億2,825万9,000円でございます。

項1教育総務費の2億1,837万6,000円につきましては、教育長をはじめとした教育委員に係る経費、英語教育、特別支援教育、適応指導教室などに係る経費でございます。令和7年度は、給食費無償化事業に1億700万円を計上いたしております。

項2小学校費の6億5,160万7,000円は、小学校の教育の充実、施設の維持管理などに係る経費でございます。令和7年度は、学校施設長寿命化事業で3億9,510万円を、小学校のICT教育環境の充実に4,350万8,000円などを計上いたしております。

続きまして、項3中学校費、小学校と同様の経費といたしまして1億1,697万円を計上させていただきました。令和7年度は、中学校のICT教育環境の充実に1,919万6,000円などを計上いたしております。

項5社会教育費でございます。2億7,149万8,000円を計上させていただきました。令和7年度は、美濃国府跡公有地化事業に2,558万1,000円を、菩提山城跡総合調査事業に1,425万3,000円を、ワイワイプラザ垂井にぎわい創出事業に2,550万円をそれぞれ計上いたしております。

項6保健体育費1億6,980万8,000円を計上させていただきました。各種スポーツ大会、学校開放、町体育施設の運営、学校給食センターの管理運営などに関する経費でございます。

款11災害復旧費では、項1農林水産施設災害復旧費から項4その他公共施設災害復旧費までを合わせ、令和6年度同額の4万8,000円を計上いたしております。

款12公債費、項1公債費では6億6,068万3,000円を計上させていただきました。

款13諸支出金の項1普通財産取得費では、令和6年度同額の4,000円を計上いたしております。

款14予備費の項1予備費につきましても、令和6年度同額の3,000万円を計上をさせていただきました。

以上、歳出合計は105億6,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入は2ページでございます。歳入歳出予算の2ページのほうの一覧のほうを御確認をお願いいたします。

款1町税では37億2,210万7,000円を計上させていただきました。

項1 町民税は15億319万1,000円、対前年度比は1,905万5,000円の増でございます。

項2 固定資産税19億7,871万3,000円、対前年度比3,732万3,000円の増でございます。

項3 軽自動車税9,260万9,000円、対前年度比165万2,000円の増でございます。

項4 町たばこ税1億4,759万4,000円、対前年度比773万4,000円の減でございます。

その後、款2 地方譲与税から款11交通安全対策特別交付金まででございます。国または県の予算の枠の範囲内で市町村の一定の条件の下で配分されるものでございます。前年度、前々年度、過去の実績に基づき算出をいたしたところでございます。このうち款10地方交付税、項1 地方交付税は18億円を計上させていただきました。令和7年度は臨時財政対策債の発行がない見込みとなりますので、対前年度比1億2,000万円の増で計上いたしております。

款12分担金及び負担金の項2 負担金では2,806万9,000円を計上させていただきました。主なものとして、こども園3歳未満児の保育料などがございます。

款13使用料及び手数料では2億723万9,000円を計上させていただきました。

項1 使用料は1億132万2,000円でございます。主なものとして、留守家庭児童教室保育料、斎場施設使用料、住宅使用料、道路占用料などがございます。

項2 手数料は1億591万7,000円でございます。主なものとしては、税、戸籍、住民票などの証明手数料、一般廃棄物の処理手数料などがございます。

款14国庫支出金15億4,580万1,000円を計上させていただきました。

項1 国庫負担金は8億3,703万7,000円でございます。主なものとして、児童手当国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金などがございます。

項2 国庫補助金は7億371万2,000円でございます。デジタル基盤改革支援補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、社会資本整備総合交付金、小学校校舎整備国庫補助金などがございます。

項3 委託金505万2,000円でございます。主なものとしては、国民年金事務費交付金などがございます。

款15県支出金では7億6,811万2,000円を計上させていただきました。

項1 県負担金は3億6,715万8,000円でございます。主なものとして、子どものための教育・保育給付交付金、児童手当県負担金、障害者自立支援給付費等県負担金などがございます。

項2 県補助金は3億2,668万5,000円でございます。主なものとしましては、子ども・子育て支援事業費補助金、福祉医療費助成事業補助金、中山間地域等直接支払事業交付金、農業経営高度化支援事業補助金などがございます。

項3 委託金は7,426万9,000円、主なものとしましては、県民税徴収委託金などがございます。

款16財産収入では565万1,000円を計上させていただきました。

項1 財産運用収入は564万9,000円、各種基金の利子収入などがございます。

項2 財産売却収入は2,000円を計上させていただきました。

款17寄附金の項1寄附金では2億5,764万1,000円を計上させていただきました。主なものとして、ふるさと納税などがございます。

款18繰入金5億2,000万2,000円を計上させていただきました。

項1特別会計繰入金は2,000円を計上させていただきました。

項2基金繰入金では5億2,000万円を計上させていただきました。財政調整基金をはじめとした各種基金からの繰入金でございます。

款19繰越金は、項1繰越金で令和6年度と同額の2億円を計上させていただきました。

款20諸収入では1億820万2,000円を計上させていただきました。

項1延滞金、加算金及び過料では150万円を、町預金利子では1,000円を、貸付金元利収入では25万円を、雑入で1億645万1,000円をそれぞれ計上させていただいております。

款21町債では、項1町債で5億円の計上をさせていただくものでございます。

以上、歳入合計105億6,000万円でございます。

お手数ですが、表紙1ページに戻っていただきまして、第2条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額に関しましては、第2表の債務負担行為によるものでございます。

7ページを御確認をお願いいたします。

債務負担行為でございます。

健康福祉総合計画策定支援業務、垂井町土地開発公社が事業資金を借り入れた金融機関に対する債務保証（梅谷地区工場用地開発事業）、そして立地適正化計画策定支援業務につきまして、お示しの期間、限度額で債務負担行為をお願いをいたすものでございます。

表紙、第3条は地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関しましては、第3表、8ページでございます。第3表によるものでございます。地区まちづくりセンター空調設備改修事業を含めた8事業、合計5億円の借入れを予定いたすものでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。お目通しをいただきますようお願いをいたします。

もう一度表紙のほうに戻っていただきまして、第4条は一時借入金でございます。一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

そして、第5条、歳出予算の流用でございます。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を含めるもの、各項に計上いたしました給料、職員手当等、共済費につきまして、予算額に過不足が生じた場合に同一款内でこれらの経費を各項の間の流用ができるという旨を定めるものでございます。

なお、146ページから150ページまでは給与費明細書を、151ページには債務負担に関する調書を、152ページには地方債の見込みに関する調書をそれぞれ添付させていただいております。お目通しをいただきますようお願いを申し上げます。

以上、議第19号 令和7年度垂井町一般会計予算につきまして補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き、補足説明を求めます。

住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第20号と議第24号の特別会計予算2件につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第20号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

青色の表紙でございます。こちらでございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億7,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は5ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費2,764万9,000円でございます。国民健康保険に係ります職員の人件費や資格管理、給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。

次に、項2 徴税費252万2,000円でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。

次に、項3 運営協議会費5万1,000円でございます。国民健康保険の運営につきまして審議していただく協議会の開催に係る経費を計上しております。

続きまして、款2 保険給付費、項1 療養諸費16億2,012万5,000円でございます。医療費における保険者負担分等でございます。1人当たり医療費が高くなる傾向の中、後期高齢者医療保険への移行による被保険者数の減少による影響を想定しながら、実際の数値も参考に算出しております。

次に、項2 高額療養費2億4,040万円でございます。療養諸費と同様、実際の数値を参考に算出しております。

次に、項3 移送費1,000円でございます。科目設定として計上しております。

次に、項4 出産育児諸費400万2,000円でございます。出産育児一時金を支給する費用でございますが、実績数値を踏まえて予算額を計上しております。

次に、項5 葬祭諸費235万円でございます。葬祭費を支給する費用でございます。実際の数値を参考に算出しております。

次に、項6 傷病手当金5万円でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金でございます。令和5年5月7日までに感染し、療養のため労務に服することができない期間があった方を対象者として支給するものでございます。

続きまして、款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分4億2,894万8,000円でございます。医療給付費分として県に納付するものでございます。

次に、項2 後期高齢者支援金等分1億4,601万4,000円でございます。医療給付費分と同様、後期高齢者支援金等分として県に納付するものでございます。

次に、項3 介護納付金分4,474万8,000円でございます。医療給付費分、後期高齢者支援金等分と同様、介護納付金分として県に納付するものでございます。

続きまして、款4 保健事業費、項1 保健事業費110万5,000円でございます。被保険者の健康増進等の事業、医療費通知に係る経費でございます。

次に、項2 特定健康診査等事業費2,116万3,000円でございます。特定健康診査及び特定保健指導に関する経費でございます。

続きまして、款5 基金積立金、項1 基金積立金89万7,000円でございます。基金の利子分を計上しております。

続きまして、款6 公債費、項1 公債費12万8,000円でございます。一時借入金に係ります利子分でございます。

続きまして、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金213万2,000円でございます。国民健康保険税過年度分還付金及び過年度国庫支出金返還金等でございます。

続きまして、款8 予備費、項1 予備費2,771万5,000円でございます。

以上、歳出合計25億7,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は引き続き5ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税4億4,414万円でございます。国民健康保険税は、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分からなっております。令和7年度におきまして税率の改定はございませんが、被保険者数は後期高齢者医療への移行により減少傾向にあります。被保険者数見込みと加入者の所得の予測により計上いたしました。

続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 手数料18万円でございます。国民健康保険税に係ります督促手数料でございます。

続きまして、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金1,000円でございます。災害臨時特例補助金において科目設定として計上しております。

続きまして、款6 県支出金、項1 県補助金18億8,143万8,000円でございます。福祉医療制度により保険給付費が波及して増加する分について、国庫負担金が減額調整された分の補助であります国庫負担金減額措置対策費補助金、また保険給付に要した費用が交付される普通交付金、

特定健康診査等負担金の特例交付金でございます。

続きまして、款 8 財産収入、項 1 財産運用収入 89 万 7,000 円でございます。国民健康保険基金の利子分を計上しております。

続きまして、款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 4,209 万 9,000 円でございます。一般会計からの繰入金で、保険基盤安定、未就学児均等割保険税、職員給与費等、産前産後保険税、出産育児一時金、財政安定化支援事業のそれぞれに係る繰入金、また福祉医療制度により保険給付費が波及して増加する分について、国庫負担金が減額調整された分を補填するため繰り入れるその他一般会計繰入金がございます。

次に、項 2 基金繰入金 1,000 円でございます。歳出予算の執行に伴い、財源不足の際の対応のため、基金取崩しの科目設定として計上しております。

続きまして、款 10 繰越金、項 1 繰越金 9,774 万 4,000 円でございます。前年度繰越金でございます。

続きまして、款 11 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料 100 万 3,000 円、項 2 町預金利子 1,000 円、項 3 雑入 249 万 6,000 円でございます。雑入につきましては、第三者行為の求償額等を計上しております。

以上、歳入の合計 25 億 7,000 万円でございます。

次に、議案書 1 ページにお戻りをお願いいたします。

第 2 条の一時借入金でございますが、借入れの最高額を 1 億円と定めるものでございます。

なお、19 ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議第 20 号 令和 7 年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第 24 号 令和 7 年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

紫色の表紙でございます。こちらのものがございます。1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 7,900 万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして歳出から説明をさせていただきます。

第 1 表、歳入歳出予算の 3 ページをお願いいたします。あわせて、予算資料は 8 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費 662 万 2,000 円でございます。事務に係ります職員の人件費、資格確認書の更新等に係ります経費を計上しております。

次に、項 2 徴収費 107 万円でございます。保険料の徴収に係ります経費を計上しております。

続きまして、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 6,682 万 1,000 円でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、保険料等負担金、事務費負担金でございます。

続きまして、款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金52万円でございます。保険料の過年度還付金でございます。

次に、項2 繰入金1,000円でございますが、科目設定として計上しております。

続きまして、款5 予備費、項1 予備費396万6,000円でございます。

以上、歳出の合計4億7,900万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いします。あわせまして、予算資料はそのまま8ページをお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料3億6,745万円でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合に納付すべき保険料を計上しております。

続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 手数料5万1,000円でございます。保険料に係ります督促手数料を計上しております。

続きまして、款3 後期高齢者医療広域連合支出金、項1 委託金52万円でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金で、保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。

続きまして、款4 繰入金、項1 一般会計繰入金1億701万円でございます。一般会計から繰り入れるもので、職員給与等の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分で保険基盤安定制度としての保険基盤安定繰入金でございます。

続きまして、款5 繰越金、項1 繰越金396万6,000円でございます。前年度の繰越金でございます。

続きまして、款6 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料1,000円、項2 預金利子1,000円、項3 雑入1,000円、いずれも科目設定として計上しております。

以上、歳入の合計4億7,900万円でございます。

なお、予算書の10ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第24号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第21号から議第23号までの令和7年度特別会計予算3件について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第21号 令和7年度不破郡介護認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

緑色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,240万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、併せて予算資料6ページを御覧ください。

款1 認定審査費、項1 認定審査費1,227万5,000円は、認定審査委員の報酬、職員の人件費などを計上しております。

款2 予備費、項1 予備費は12万5,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金は401万3,000円を計上しております。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置、運営を行っており、こちらは関ヶ原町の負担分でございます。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金は833万6,000円を計上しております。これは垂井町の負担分で、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

款4 繰越金、項1 繰越金は前年度繰越金で5万円を、款5 諸収入、項1 町預金利子は1,000円を計上しております。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第21号 令和7年度不破郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

続きまして、議第22号 令和7年度垂井町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

サーモン色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億8,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の4ページをお開きください。また、併せて予算資料7ページを御覧ください。

款1 総務費、項1 総務管理費3,664万5,000円は、職員の人件費や事務費、認知症高齢者等見守り支援事業などの経費を計上しております。

項2 徴収費64万2,000円は、保険料に係ります納付書の印刷費や郵送料を計上しております。

項3 認定審査費1,091万8,000円は、職員の人件費、主治医意見書作成等手数料、介護事業所への介護認定調査委託料などを計上しております。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費25億6,318万8,000円は、要介護の方が受ける介護サービスに係る給付費を計上しております。

項2 介護予防サービス等諸費5,052万円は、要支援の方が受ける介護予防サービスに係る給付費を計上しております。

項3 サービス給付費諸費220万円は、国保連合会への審査支払手数料でございます。

項4 高額介護サービス等費5,370万円は、同月内に利用した介護サービスの合計額が自己負

担の上限額を超えた際に支給する給付費を計上しております。

項5 特定入所者介護サービス等費5,830万円は、施設サービス等を利用された場合の居住費等につきまして、所得に応じた自己負担の上限額を超えた際に支給する給付費を計上しております。

項6 高額医療合算介護サービス等費810万円は、介護保険と医療保険の自己負担額の合計が年間の自己負担の上限額を超えた際に支給する給付費を計上しております。

項7 市町村特別給付費360万円は、高齢者紙おむつ等購入費助成事業に係る経費を計上しております。

款3 財政安定化基金拠出金、項1 財政安定化基金拠出金1,000円は、県への拠出金を計上しております。

款4 地域支援事業費、項1 一般介護予防事業費875万8,000円は、フレイル予防、要介護度の重度化防止の観点から行う介護予防事業に関する経費を計上しており、新たに電力スマートメーターを活用したフレイル予防事業を実施してまいります。

項2 包括的支援事業・任意事業費947万3,000円は、認知症対策事業、生活支援体制整備事業などの経費を計上しております。

項3 介護予防・生活支援サービス事業費2,716万6,000円は、要支援の方等を対象にした訪問型及び通所型サービスの負担金や介護予防ケアマネジメント委託料を計上しております。

款5 基金積立金、項1 基金積立金5万6,000円は、介護保険基金の利子分を計上しております。

款6 予備費、項1 予備費は2,618万1,000円を、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金は2,055万1,000円をそれぞれ計上しております。

項2 繰出金では、過年度分の一般会計からの繰入金を精算するため、科目設定として1,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2 ページを御覧ください。

款1 保険料、項1 介護保険料6億3,223万1,000円は、第1号被保険者の介護保険料を計上しております。

款3 使用料及び手数料、項2 手数料3万6,000円は督促手数料でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金4億8,967万6,000円は、介護給付費国庫負担金を計上しております。

項2 国庫補助金1億263万7,000円は、調整交付金及び高齢者の自立支援重度化防止等に必要な取組のために交付される保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金を計上しております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金7億4,842万3,000円は、第2号被保険者の保険料として診療報酬支払基金からの交付金を計上しております。

款 6 県支出金、項 1 県負担金 3 億9,952万7,000円は、介護給付費県負担金を計上しております。

項 2 財政安定化基金支出金は1,000円でございます。

項 3 県補助金846万2,000円は地域支援事業の県交付金を計上しております。

項 4 委託金は1,000円でございます。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入 5 万6,000円は、基金の利子を計上しております。

款 9 繰入金、項 1 一般会計繰入金 3 億9,989万1,000円は、一般会計からの繰入金で、介護給付費繰入金、事務費等繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金を計上しております。

項 2 基金繰入金は1,000円でございます。

款10繰越金、項 1 繰越金8,787万1,000円は、前年度繰越金でございます。

款11諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料は2,000円を、項 2 預金利子は1,000円をそれぞれ計上しております。

項 3 雑入1,118万3,000円は、介護予防サービス計画費等に係る収入を計上しております。

款12町債、項 1 財政安定化基金貸付金は1,000円でございます。

それでは、1 ページにお戻りください。

第 2 条、債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定によりまして債務を負担する行為をすることができる事項などについてお示ししております。

5 ページの第 2 表、債務負担行為を御覧ください。

健康福祉総合計画策定支援業務について債務負担行為をお願いするものでございます。期間は 8 年度まで、限度額は240万円でございます。

いま一度 1 ページにお戻りください。

第 3 条では、一時借入金の借入れ最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第 4 条では、歳出予算の流用について定めるものでございます。

なお、25ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第22号 令和 7 年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

続きまして、議第23号 令和 7 年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

だいたい色の表紙でございます。1 ページを御覧ください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第 1 表、歳入歳出予算の 3 ページをお開きください。また、併せて予算資料 8 ページ上段を御覧ください。

款 1 認定審査費、項 1 認定審査費108万円は、認定審査委員の報酬と事務費を計上しており

ます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金は26万8,000円を計上しております。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置、運営を行っており、こちらは関ヶ原町の負担分でございます。

款3繰入金、項1他会計繰入金は65万6,000円を計上しております。こちらは垂井町の負担分で、一般会計から繰入れをお願いするものでございます。

款4繰越金、項1繰越金は前年度繰越金で15万6,000円を計上しております。

なお、8ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第23号 令和7年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算でございます。

以上、健康福祉課が所管いたします議第21号から議第23号まで、令和7年度特別会計予算3件に係ります補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、上下水道課が所管いたします議第25号及び議第26号の企業会計予算2案件につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は黄色の表紙のものになりますので、お願いします。1ページを御覧ください。

第2条では、業務の予定量を記載をしております。給水件数1万651件、年間総配水量は375万6,000立方メートル、一日平均配水量は1万290立方メートルを見込んでおります。主な建設改良事業といたしましては、施設改良事業におきまして、栗原給水区配水管布設詳細設計業務委託や下水道事業に伴う配水管布設替工事といたしまして、府中清水及び綾戸地内において延長1,615メートルの実施を予定しております。また、道路改良等に伴います配水管の布設替工事など1億9,622万2,000円を計上しております。

3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに、収入予定額でございます。

第1款水道事業収益4億7,227万3,000円でございます。

内訳といたしまして、第1項営業収益では4億1,818万8,000円、水道料金や分水工事負担金、他会計からの負担金など、前年度までの実績などに基づき見込んでおります。

第2項営業外収益では5,408万4,000円、他会計からの補助金や長期前受金戻入などを見込んでおります。

次に、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上しております。

続きまして、支出予定額でございます。

第1款水道事業費用といたしまして5億1,515万5,000円でございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用が4億6,531万3,000円、人件費を含む浄水処理及び施設等の維持管理に要する費用のほか、監視システム等の修繕や非常用発電機の修繕費、住民情報システム標準化対応業務や有形固定資産減価償却費などを計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしまして4,627万円を計上しております。企業債利息や消費税などがございます。

次に、第3項特別損失といたしまして20万円を計上いたしました。宅内漏水に係る減免など、過年度収益を減額処理するため、前年度の実績に基づき算出をし、計上しております。

次に、第4項予備費は337万2,000円を計上しております。

続きまして、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めております。

第1款資本的収入といたしまして7,548万2,000円でございます。

内訳といたしましては、第1項加入金では、新規給水加入金といたしまして508万2,000円、第2項工事負担金では、商業施設出店などに伴う公道分工事負担金などといたしまして2,100万円、第3項他会計負担金では、消火栓新設工事負担金及び公共下水道事業に伴います配水管の布設替工事等負担金で4,940万円を計上しております。

議案書2ページをお開きください。

支出予定額でございます。

第1款資本的支出といたしまして3億3,084万5,000円でございます。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では、栗原給水区統合のための配水管布設詳細設計業務や、宮代地内におけます商業施設出店に係ります配水管の布設、相川橋橋梁補修に伴う添架管布設替、また北部浄水場に係ります活性炭取替や、ろ過池の洗浄設備更新工事などで1億9,668万7,000円、第2項企業債償還金で起債元金償還のための1億3,415万7,000円、第4項返還金で1,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億5,536万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費4,237万3,000円とするものでございます。

第7条では、水道事業の運営に充てるための一般会計から補助を受ける児童手当の額を38万円とするものでございます。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を1,885万3,000円と定めるものでございます。

なお、16ページには令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書、17ページから20ページまでは給与費明細書、21ページから22ページまでは令和7年度予定貸借対照表、23ページには令和6年度予定損益計算書、24ページには令和6年度予定貸借対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上、議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、オレンジ色の表紙のものでございます。1ページを御覧ください。

第2条におきまして、業務の予定量を記載をしております。公共下水道事業では、処理戸数4,450戸、年間総処理水量165万立方メートル、一日平均処理水量4,521立方メートルを見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、污水管渠建設改良事業2億5,240万円では、下水管布設工事といたしまして、府中清水及び綾戸地内において延長1,388メートルの実施を予定しております。また、令和5年度及び令和6年度実施の下水管布設工事箇所舗装復旧工事1万1,780平方メートルなどの経費を計上しております。また、処理場建設改良事業5億1,625万円では、引き続き浄化センターの水処理施設増設事業といたしまして、機械、電気設備の機器設置のための経費を計上させていただき、令和7年度中の完成に向けて事業を進めてまいります。

農業集落排水事業では、処理戸数140戸、年間総処理水量6万8,200立方メートル、一日平均処理水量187立方メートルを見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、処理場建設改良事業242万円、こちらは伊吹農業集落排水処理施設のエンジンポンプ更新工事の費用を計上しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに、収入予定額でございます。

第1款公共下水道事業収益では7億2,399万2,000円を計上しております。

内訳といたしまして、第1項営業収益では2億2,690万8,000円で、前年度までの使用実績に基づきました試算をしております。下水道使用料などを見込んでおります。

また、第2項営業外収益では4億9,708万3,000円で、一般会計からの補助金であります他会計補助金や消費税還付金、長期前受金戻入などを見込んでおります。

次に、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上いたしました。

第2款農業集落排水事業収益では3,769万2,000円を計上しております。

内訳といたしましては、第1項営業収益では965万5,000円で、前年度までの使用実績に基づき算出しました下水道使用料などを見込んでおります。

また、第2項営業外収益では2,803万6,000円で、一般会計からの補助金であります他会計補助金や長期前受金戻入を見込んでおります。

次に、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上いたしました。

続きまして、議案書2ページを御覧ください。

支出の予定額でございます。

第1款公共下水道事業費用といたしまして6億9,763万円で、内訳といたしましては、第1

項営業費用が6億2,532万4,000円、人件費を含む管渠及びマンホール等の維持管理に要する費用のほか、雨水排水路の除草及びしゅんせつ、また浄化センターの維持管理に要する経費及び事務経費や有形固定資産減価償却費などを計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしまして、企業債利息や借入金利息などで6,919万3,000円を計上しております。

次に、第3項特別損失といたしまして20万円、宅内漏水の減免による過年度収益を減額処理するための費用を計上しております。

次に、第4項予備費では291万3,000円を計上しております。

第2款農業集落排水事業費用といたしまして3,762万3,000円で、内訳といたしましては、第1項営業費用が3,580万3,000円、管渠及びマンホールにおける点検業務に要する費用のほか、農業集落排水処理施設2施設の維持管理に要する経費及び事務経費や有形固定資産減価償却費などを計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしまして、企業債利息や消費税などで100万6,000円を計上しております。

次に、第3項特別損失といたしまして1,000円を計上しております。

次に、第4項予備費では81万3,000円を計上しております。

続きまして、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めております。

まず、収入の予定額でございます。

第1款公共下水道事業資本的収入といたしまして8億9,303万7,000円でございます。

内訳といたしましては、第1項受益者負担金及び分担金では、下水道整備費の一部を御負担いただく受益者負担金といたしまして1,997万7,000円、第5項企業債では、浄化センター水処理施設増設工事委託や下水管布設工事などに対します地方債といたしまして4億1,820万円、第6項出資金では一般会計からの出資金2億1,273万4,000円、第9項補助金では、下水管布設工事や舗装復旧工事に対します国庫補助金などといたしまして2億4,212万6,000円を計上させていただきます。

続きまして、第2款農業集落排水事業資本的収入といたしまして515万2,000円でございます。

第6項出資金で、一般会計からの出資金515万2,000円を計上させていただきます。

続きまして、支出予定額でございます。

第1款公共下水道事業資本的支出といたしまして10億8,637万円でございます。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では、汚水管渠建設改良事業といたしまして、下水管布設工事や綾戸地内下水管切替工事、また水道管の移設補償費などを計上し、また処理場建設改良事業では、浄化センター水処理施設増設工事委託など7億1,035万円を計上させていただきます。

第2項企業債償還金で3億7,601万9,000円、起債の元金償還金を、第4項返還金で1,000円を計上いたしました。

次に、第2款農業集落排水事業資本的支出といたしまして937万7,000円でございます。

内訳といたしましては、第1項建設改良費では、伊吹農業集落排水処理施設のエンジンポンプの更新費用といたしまして242万円を、第2項企業債償還金で695万6,000円、第4項返還金で1,000円を計上いたしました。

なお、第4条の括弧書きにありますとおり、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億9,755万8,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,923万8,000円と当年度分損益勘定留保資金1億4,832万円を補填するものでございます。

第5条、企業債でございます。

3ページを御覧ください。

起債の目的は公共下水道事業、限度額4億1,820万円、起債の方法は証書借入及び証券発行、利率は5.0%以内、償還の方法につきましては借入先の融資条件によるものとするものでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を3億円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費3,878万3,000円とするものでございます。

第8条では、下水道事業の運営に要する経費につきまして、一般会計から補助を受ける金額を3億360万1,000円とするものでございます。

なお、21ページに令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書、22ページから25ページまでは給与費明細書、26ページから27ページまでは令和7年度予定貸借対照表、28ページには令和6年度予定損益計算書、29ページには令和6年度予定貸借対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上、議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計予算についての補足説明とさせていただきます。

以上が上下水道課が所管いたします公営企業会計予算2案件の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第19号 令和7年度垂井町一般会計予算から議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計予算までは、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第19号から議第26号までの各議案は、11人の委員をもつ

て構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く議員11人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く議員11人の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に渡辺保彦君、副委員長に中川泰一君が互選されましたので御報告いたしておきます。

日程第3 議第1号 専決処分の承認について

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第1号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和6年8月10日午後10時頃、垂井町宮代字森下766番7地先、町道宮代59号線上の三差路におきまして、側溝蓋の破損のため仮設置しておりました鉄板が相手方自動車の通行時に跳ね上がり、車両右側下部部品等を破損させた事故について、令和7年1月23日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

○建設課長（藤江和明君） 議第1号 専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、事故の概要について説明をさせていただきます。

令和6年8月10日午後10時頃、垂井町宮代字森下766番7地先、町道宮代59号線上の三差路

において、側溝蓋の破損のため仮設置しておりました鉄板が相手方自動車の通行時に跳ね上がり、車両右側下部部品等を破損させる事故が発生いたしました。

事故の原因としましては、側溝蓋の破損のため修繕を行うまでの間、当町において仮設置していた鉄板がずれていたため、タイヤで踏みつけた際、鉄板が跳ね上がり、事故が発生したものでございます。

現場は直ちに大きな鉄板に交換するとともに、鉄板のずれを防ぐためゴムマットを設置し、安全対策を行いました。また、側溝の修繕工事につきましても完了しております。

過失割合と損害賠償額については、事故発生現場の状況から道路管理者の過失は10割、損害賠償額は45万9,497円とすることで示談が成立したことから、損害賠償金及び保険請求手続を速やかに進めるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和7年1月23日、専決処分をさせていただきましたので、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

今後、町道の維持管理の徹底を図り、事故防止に努めてまいりますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第4 議第2号 専決処分の承認について

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第2号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第2号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

す。

令和7年1月22日午後1時39分頃、垂井町字屋敷1145番1地先、県道257号線上におきまして、町有自動車が駐車場に駐車する際、北上していた相手方自動車と接触し、破損させた事故について、令和7年2月14日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

再三にわたります交通事故につきましては、安全運転管理者を先頭に今後とも徹底してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 議第2号 専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、事故の概要について御説明申し上げます。

令和7年1月22日午後1時39分頃、垂井町字屋敷1145番1地先、県道257号線上において、垂井町が発注する街路灯撤去工事の現場確認を行うため、職員が公用車を運転して現地に向かい、紫雲閣軸蔵前の駐車スペースに公用車を駐車させようと、公用車を道路上に一旦停止させバックさせたところ、公用車に後続して停車していた相手方車両の前方右側バンパーに公用車の後方右側バンパーが接触し、破損させたものでございます。公用車につきましては、損傷はございませんでした。

このたび相手方と示談が成立し、過失割合につきましては、当方が90%、相手方が10%で、当方の対物損害賠償額22万3,493円を支払い、和解するものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、令和7年2月14日に専決処分をいたしましたことから、本議会に報告させていただき承認をお願いするものでございます。

今回の事故の原因は、後方確認を怠ったことにより発生したものでございます。今後、このような事故を繰り返さないよう、車の運転時の安全確認と交通安全意識の徹底を図り、交通事故の再発防止に努めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第5 議第3号 専決処分の承認について

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第3号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第3号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業及び町道破損箇所の復旧に要する経費について補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度垂井町一般会計補正予算（第7号）を令和7年1月20日に専決処分いたしました。そのため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決第1号、令和6年度垂井町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億4,205万7,000円を追加し、予算総額を107億9,575万5,000円とするものでございます。補正いたしますものは、民生費で住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業に係る経費について、土木費では町道破損箇所の復旧に係る経費について、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

財源につきましては、国庫支出金、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

また、繰越明許費の補正につきましては、住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業、岩手3号線路側改良事業に係る経費を令和7年度に繰り越して実施することをお願いいたしますのでございます。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いいたしますのでございます。

以上、細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 議第3号 専決処分の承認につきまして、演壇にて補足説明をさせ

ていただきます。

本件、専決第1号 専決処分書は、令和6年12月17日に国の補正予算が成立したことに伴う住民税非課税世帯への給付事業を行う必要が生じたことと、また町道において著しい損傷が発見をされ、早急に補修を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度垂井町一般会計補正予算（第7号）におきまして専決処分により措置させていただきましたので、ここに報告をいたし御承認を求めるものでございます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億4,205万7,000円を追加をいたし、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ107億9,575万5,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の8ページを御確認をいただきますようお願いをいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目18住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業費でございます。

物価高騰により著しい状況にある方々の生活支援を行う観点から、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、非課税世帯の子供1人につき2万円を給付をする事業でございます。こちらの給付に係ります事務経費として需用費で11万7,000円を、役務費で申請書等の郵送料などの経費といたしまして74万4,000円を、委託料で給付金に係るシステム改修などの経費で291万5,000円、それから労働者派遣業務委託料として98万1,000円を、負担金、補助及び交付金では住民税非課税世帯生活支援給付金として6,780万円を、合計7,255万7,000円につきまして増額をお願いをいたすものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

こちらは全額、本年度、令和6年度から翌年度への繰越しを行う措置をいたすものでございます。

続きまして、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございます。

岩手川護岸沿いにございます町道岩手3号線につきまして、路面にひび割れなどが生じ、危険が伴いますことから、当該箇所付近の建物調査や路側改良事業を行う経費としまして、物件調査業務委託料として950万円を、道路・舗装・路側改良工事として6,000万円を増額をいたすものでございます。

財源につきましては、町債を見込んでおります。こちら全額、本年度、令和6年度から翌年度、令和7年度への繰越しを行うものでございます。

続きまして、7ページ、歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金でございます。

歳出予算として、先ほど計上を御説明を申し上げました7,255万7,000円の増額を行うものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。

収支の均衡を図るため、50万円の増額を行うものでございます。

款21町債、項1町債、目7土木債でございます。

歳出予算で計上いたしました岩手3号線路側改良事業に係る財源として、地方道路整備事業で6,900万円の増額を行うものでございます。

議案書に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費でございます。

繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございますので、3ページをお手数ですが御確認をお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費では、住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業につきまして、国の令和6年度予算にて措置されることとなったことから、事業費7,255万7,000円を令和7年度に繰越しを行うものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、岩手3号線路側改良事業につきましては、工期につきまして令和6年度内での完了が困難であることから、事業費6,950万円を令和7年度に繰越しを行うものでございます。

次に、お手数ですが、議案書に戻っていただいて、第3条は地方債でございます。

地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございますので、4ページのほうをお目通しをお願いいたします。

地方債の変更につきましては、歳出予算で計上いたしました道路・舗装・路側改良工事の財源といたすため6,900万円の増額をいたし、限度額を2億6,630万円といたすものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございませんのでお願いをいたします。

なお、9ページには地方債の現在見込高に関する調書を添付をさせていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきますようお願いをいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第6 議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- (1) 垂井町消防団条例の一部改正
- (2) 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正
- (3) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
- (4) 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
- (5) 垂井町自治功労者表彰条例の一部改正

議第5号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

- (1) 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正
- (2) 垂井町税賦課徴収条例の一部改正

議第6号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正について

- (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
- (2) 垂井町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
- (3) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- (4) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- (5) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- (6) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- (7) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正
- (8) 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

議第7号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について

議第9号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第10号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正

(2) 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正

議第11号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

議第12号 垂井町土地区画整理事業補助金交付条例の全部改正について

議第13号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

議第14号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議第16号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

議第17号 町道路線の認定について

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議第17号 町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議第17号 町道路線の認定についてまで一括にて提案理由を御説明申し上げます。

議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する条例の規定を整理するものでございます。

議第5号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性

の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第6号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告等に伴う国の対応に準じ、職員の給料表を改定し、並びに諸手当及び介護休暇等の規定を改正するほか、所要の改正を行うものでございます。

議第7号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第9号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、町が所有する霊柩車の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第10号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、地域包括支援センター職員の配置基準の見直しをするため、所要の改正を行うものでございます。

議第11号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきましては、建築基準法第68条の2第1項に基づく地区計画区域内の建築物の制限について、新たに宮代堤・一本杉地区地区計画区域を加えるほか、所要の改正を行うものでございます。

議第12号 垂井町土地区画整理事業補助金交付条例の全部改正につきましては、土地区画整理事業に対する助成について、社会情勢の変化に応じた見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

議第13号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第14号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、勤務年数が35年以上の消防団員に対する退職報償金支給額の規定を新たに加えるため、所要の改正を行うものでございます。

議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、消防団員の公務災害における補償額に係る補償基礎額を見直すほか、所要の改正を行うものでございます。

議第16号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、建設業法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第17号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道3路線を認定するものでございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第4号及び議第6号の2議案につきまして、演壇にて私から補足説明をさせていただきます。

初めに、議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

議案書並びに新旧対照表は1ページにつきまして御覧いただきますようお願いをいたします。最初に、改正の趣旨について御説明いたします。

こちらは、令和4年6月17日、刑法等の一部を改正する法律が公布をされ、これまでの懲役刑及び禁錮が廃止となり、新たに拘禁刑として単一化されることになりました。

そのため、関係する条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げます。

第1条では垂井町消防団条例の第5条第1号を、第2条では垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の第6条第1項を、第3条では垂井町職員の給与に関する条例の第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第5項第1号、第4条では、めくっていただきまして、垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の第6条第1号を、第5条では垂井町自治功労者表彰条例の第3条第2号、これらの各規定につきまして、それぞれ「禁錮」から「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則につきまして、附則第1条では施行期日に関するもので、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

また、附則第2条では罰則の適用等に関する経過措置を、附則第3条では人の資格に関する経過措置を、それから附則第4条では垂井町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置をそれぞれ規定いたすものでございます。いずれも、今回の刑法改正により、懲役刑及び禁錮が拘禁刑に改正されたことに伴いまして、その対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置でございます。

以上、議第4号とさせていただきます。

続きまして、議第6号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。議案書、議第6号と新旧対照表は8ページからを御確認をいただきますようお願いをいたし

ます。

改正の趣旨でございます。

令和6年8月8日付、人事院勧告に伴う国の対応などに準じ、職員に適用する給料表、扶養手当、通勤手当、介護休暇等の規定を見直し、また特定任期付職員の勤勉手当の支給を新たに追加することなどを趣旨として、所要の改正を行うものでございます。

第1条は、垂井町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

本条例の第6条は昇給に関する規定でございます。職員の昇給は、基本的に1年間の勤務成績に応じて行うこととされており、本条例の第6条第2項では、その期間について、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とした上で、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務級が7級の職員の昇給の号給数は3号給とすることを標準としています。この部分を削除し、全ての職員の昇給の号給数につきまして4号給とすることを標準とするものでございます。

本条例第10条は、扶養手当に関する規定でございます。見出し部分の扶養手当につきまして、この見出しは、現行規定では本条例の第10条と第11条に関するものですが、今回の改正におきまして、このうちの第11条の規定を削除いたします。その場合、一旦この扶養手当の見出しは削除をし、改めて扶養手当の見出しをつけ直す必要があるため、下線部分が新旧対照表に入っているものでございます。

また、同条第2項では、扶養親族の対象から配偶者が外れることとなるため、第1号の配偶者の規定を削除をし、第2号から第6号までをそれぞれ1号ずつ繰り上げ、その上で、同条第3項では、現行の規定において職員の扶養を受けている配偶者、一定の年齢要件を満たす孫、父母、祖父母などの扶養手当の月額を1人につき6,500円としておりましたが、このうち配偶者を削除をし、また満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、これまで1人につき1万円としていたものを、1人につき1万3,000円に改めるため、所要の改正を行うものでございます。

同条第4項では、「特定期間」を削り、「当該期間」に改め、第5項を追加をし、扶養手当に関し必要な事項は町の規則で定めるとするものでございます。

本条例第11条は、今回削除をするものでございます。

本条例第11条の2は、住居手当に関するものでございます。こちらは配偶者の要件の中に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」を追加をするための改正でございます。

本条例第11条の3は、通勤手当に関するものでございます。

第1項第1号につきましては、交通機関等の適用条項を項から条全体に拡大をします。

第2項から第5項まででございます。

第2項では、現行の規定において、普通交通機関等を利用する場合の通勤手当の上限額を月額5万5,000円と現行規定ではしております。また、第3項では、新幹線を利用する職員につ

いては、特別料金の2分の1に相当する額とした上で、上限額を月額2万円としております。

これらにつきまして、今回の改正におきまして、新旧対照表の14ページでございますが、第5項におきまして、上限額を月額15万円に引き上げるとし、経済的負担の軽減などを図るものでございます。

本条例第11条の4は、単身赴任手当に関するものでございます。

第3項におきまして、新たに給料表の適用を受ける職員から支給をするよう所要の改正を行うものでございます。

第18条の2は、管理職員特別勤務手当に関するものでございます。

第1項は、文言の整理をするための改正でございます。

第2項は、管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を定めたもので、現行の規定では、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間とされておりますが、こちらを午後10時から翌日の午前5時までの間に改正をし、第3項では町の規則で定めるものについては100分の150を乗じて得た額とするものでございます。

本条例第20条の3でございます。新旧対照表は16ページでございます。

特定の職員についての適用除外に関する規定でございます。

現行の規定では、定年前再任用短時間勤務職員には、第11条の2、こちらは住居手当の規定でございますが、住居手当が支給されないというふうに規定をされておりますが、支給対象とするため、第11条の2の規定を新たに削除をするものでございます。

本条例第3条関係の別表第1の行政職給料表につきましては、議案書の3ページから8ページまでを、また新旧対照表では16ページから21ページまでのとおり改めるものでございます。

この行政職給料表は、昨年12月議会定例会におきましても改正をお認めをいただいたところでございますが、係長級職員などの給料月額を引き上げるといった趣旨によりまして、令和7年4月1日以降に適用する給料表として改めて改正をいたすものでございます。

続きまして、第2条の改正でございますが、こちらは垂井町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてでございます。

本条例の第2条は、給与の種類に関するものでございます。

現行の規定では、定年前再任用短時間勤務職員には住居手当が支給されないこととされておりますが、支給対象とするため、住居手当を削除をするというものでございます。

第3条、新旧対照表は22ページでございます。

第3条による改正は、垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

本条例第2条は、給与の種類に関するものでございます。

特定任期付企業職員業績手当が廃止となることに伴いまして、削除をいたすものでございます。

本条例第5条は、扶養手当に関する部分です。

配偶者に係る扶養手当が廃止となることに伴いまして、配偶者の部分を削除をし、第2号から第5号までをそれぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。

本条例第12条の2は、管理職員特別勤務手当に関するものです。

第3項の管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を、現行の週休日等以外の午前0時から午前5時までとされているものを、午後10時から翌日の午前5時までの間とするなど、所要の改正をいたすものでございます。

本条例第14条の2でございます。新旧の旧のほうにございます第14条の2は、特定任期付企業職員業績手当に関するものですが、この手当は廃止となるため、本規定を削除をするものでございます。

本条例第18条は、特定の職員についての適用除外に関するものです。

こちらは、特定任期付企業職員について、勤勉手当が支給対象となることに伴い、現行の規定で適用除外となっている手当から、第14条、勤勉手当を削除するものでございます。

続きまして、第4条による改正は、垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

本条例第19条は、部分休業の承認に関するものでございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う条項ずれに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、第5条による改正は、垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

本条例第8条の2は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に関するものです。

こちらは文言の整理をするための改正でございます。

本条例第8条の3でございます。新旧対照は25ページの下段のほうになります。

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関するものです。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、深夜勤務、時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を、現行の「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するための所要の改正でございます。

本条例第16条でございます。新旧対照表は26ページでございます。

本条例第16条は、介護休暇に関するもので、配偶者等の定義について規定をするものでございます。

また、新旧対照表の27ページでございますが、本条例第18条の2は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等に関する事、またその下、本条例第18条の3は、勤務環境の整備に関する措置に関する事として、それぞれ意向確認や介護両立支援制度などに関する規定を新たに追加するものでございます。

新旧対照表28ページでございます。

第6条による改正は、垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でござい

ます。

本条例第7条は、給与の特例に関するものです。

こちらは、特定任期付職員業績手当が廃止となることに伴い、第4項の規定を削除するなど、所要の改正を行うものでございます。

本条例第8条は、給与条例の適用除外等に関するものでございます。

こちらは、一般職の任期付職員に勤勉手当が支給となることに伴いまして、現行の規定において適用除外となっている手当を見直し、改正をいたすものでございます。

新旧対照表29ページは、第7条による改正、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正でございます。

本条例附則第5条でございます。

附則の第5条は、垂井町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置に関するものです。

現行の規定では、暫定再任用職員には、垂井町職員の給与に関する条例第11条の2の住居手当が支給をされないことになっておりますが、支給対象とするため、第11条の2という文言を削除するものでございます。

また、本条例附則第7条は、垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置に関するものです。

ここでは、企業職員の暫定再任用職員にも住居手当が支給されることになることから、垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の2を削除をするものでございます。

第8条による改正は、垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

任期付職員についても新たに勤勉手当が支給対象となるため、現行の期末手当「100分の172.5」を「100分の95」に改め、また新たに勤勉手当を「100分の87.5」とするための改正を行うものでございます。

附則でございます。

附則第1条では、この条例は令和7年4月1日から施行するとしての上で、第8条及び附則第7条については、公布の日から施行をいたすものでございます。

また、附則第2条では、号給の切替えを、附則第3条では、切替日前の異動者の号給の調整を、附則第4条では、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置を、附則第5条では、通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置を、附則第6条では、令和8年3月31日までの間における企業職員の扶養手当に関する経過措置を、附則第7条では、垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を、附則第8条では、町の規則への委任を、附則別表は附則第2条に係る号給の切替表をそれぞれ規定いたすものでございます。

以上、議第4号、議第6号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、ただいま上程されました議第5号の垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

今般、情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和6年6月7日に公布され、令和7年4月1日に施行されることとなりました。

当該一部改正法により5本の法律が改正され、これらのうち改正法第2条関係、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び第3条関係、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、それぞれの条例が条文中において引用する法律の条項にずれが生じたため、改めるものでございます。

今般の一部改正条例は、他の関係課が所管する条例にも改正が及ぶわけでございますが、一連の法改正によるものであることから、私から一括して御説明させていただきます。

それでは、議案書と併せて新旧対照表の5ページ上段、第1条による改正を御覧ください。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法の一部が改正され、国によるデータベースの整備やシステム間の迅速なデータ連携並びにデータ品質の確保に係る措置について規定されました。

第1条の改正は、条例制定の目的を定め、その趣旨をデジタル手続法の条例または規則に基づく手続における情報通信技術の利用規程に求められることが定められており、今般のデジタル手続法の改正により、引用する条文の条項にずれが生じたため、改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の5ページ中段、第2条による改正を御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正され、スマートフォンだけで個人番号カードと同様に本人確認ができるようにするための措置が講じられました。

これに伴い、マイナンバー法において条項の追加や内容の整理が行われたことにより、当該法律の条文を引用する垂井町税賦課徴収条例において引用先の条項にずれが生じたため、改めるものでございます。

初めに、第36条の2第10項は、新たに町内に事業所を有することとなった法人等の申告内容を規定しており、当該規定中の法人番号に係る字句の定義は、マイナンバー法第2条の定義を引用しており、今般のマイナンバー法の改正により引用する条文の条項にずれが生じたため、改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表6ページから7ページを御覧ください。

第63条の2第1項第1号は、固定資産区分所有家屋に係る床面積の案分規定に係る補正の申出内容について、続く第89条第2項第2号は、軽自動車税種別割の減免の申請事項について、

続く第139条の3第2項第1号は、特別土地保有税の減免の申請内容についてそれぞれ規定されており、さきに御説明申し上げた第36条の2第10項の改正規定と同様に、それぞれの規定中にある法人番号に係る字句の定義は、マイナンバー法第2条の定義を引用しており、今般のマイナンバー法の改正により引用する条文の条項にずれが生じたため、それぞれ改めるものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。

当該改正条例の施行期日を令和7年4月1日と定めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、議第7号と議第8号の2つの議案につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議第7号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正と議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては関連するものですので、改正の趣旨を一括して御説明申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準と家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る内閣府令が改正されたことに伴い、基準条例を改正するものでございます。

改正の内容としましては、家庭的保育事業者等は、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないとされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって必要な支援を行うことができると市町村が認めるときは、平成27年4月1日から10年間は連携施設を確保しないことができる経過措置が取られています。経過措置の期限が今年度末に到来するに当たり、連携施設の見直しと経過措置の延長を行うものです。

それでは、議第7号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正から御説明いたします。

議案書と併せて、新旧対照表30ページを御覧ください。

第38条は、今回の改正に伴う引用条項のずれを修正します。

第43条は、特定教育・保育施設等との連携について規定していますが、第2項と第3項を加え、第2項に特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合であって、要件を満たす保育内容支援連携協力者を確保することによって連携施設を確保しないことができることを規定いたします。

第3項で、この場合における保育内容支援連携協力者を定義します。

第4項では、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合、連携施設を確保しないことができることを規定しておりますが、新たな要件として、第2号に町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお代替保育連携協力者の確保が著しく困難であることを追加します。

第5項は、内閣府令に合わせて文言の修正を行うものです。

続いて、制定附則の改正でございます。

第4条は、連携施設に関する経過措置を規定しておりますが、経過措置の期限を5年延長して15年とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものとします。

続きまして、議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

なお、こちらにつきましては、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となりますことから、児童福祉施設の運営要件として求められている栄養士の配置について、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合においても、当該要件を満たすものとする改正も併せて行います。

議案書と併せて、新旧対照表34ページを御覧ください。

第7条では保育所等との連携について規定していますが、内閣府令に合わせて文言の修正と今回の改正による条項ずれを修正いたします。

第2項と第3項を加え、第2項において、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合であって、要件を満たす保育内容支援連携協力者を確保することによって、連携施設の確保をしないことができる規定を設けます。

第3項では、この場合における保育内容支援連携協力者を定義します。

第4項は、家庭的保育事業者等による代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合、連携施設を確保しないことができることを規定していますが、第2号に新たな要件を追加します。

第5項は、代替保育連携協力者の定義をしていますが、内閣府令に合わせて文言の修正を行うものです。

第17条は、食事の提供の特例について規定していますが、第1項第2号に管理栄養士を追加します。

制定附則第3条は、連携施設に関する経過措置を規定していますが、経過措置の期限を5年延長して15年とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものとします。

以上、議第7号と議第8号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第9号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正については、垂井町の所有しております霊柩車につきまして、30年以上の長きにわたり御利用いただいたところでございますが、昨今の民間葬儀場の利用の増加に伴い、葬儀会社の所有する霊柩車でのご搬送により、町の霊柩車の利用が減少していることに鑑み、また7月に車検が満了することを踏まえまして、霊柩車を廃車することに伴います改正でございます。

それでは、議案書と併せて、新旧対照表38ページを御覧ください。

霊柩車の使用許可等に関する規定第5条を削りまして、これに伴い第6条を第5条、第7条を第6条、第8条を第7条に繰り上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例は、令和7年7月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第10号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により、地域包括支援センターの職員配置について柔軟な職員配置を可能とするための改正が行われたことにより、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の39ページを御覧ください。

初めに、第2条の職員に係る基準及び当該職員の員数では、第1項において、地域包括支援センター職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするため、改めるものでございます。

第2項では、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとするなどの規定を新設するものでございます。

第3項では、項ずれなどに伴い、文言の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、第2項では、本条例の改正に伴い、垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例第13条第1号で引用する項にずれが生じるため、一部改正を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、都市計画課が所管いたします議第11号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてから議第13号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの3議案につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第11号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてでございます。

まず、今回の改正に至りました経緯につきまして少し述べさせていただきます。

垂井町宮代字堤・一本杉地区におきましては、都市機能集積拠点として商業機能を計画的に誘導していくため、区域区分の変更により市街化区域に編入する地区であります。

あわせて、商業系の都市的土地利用の誘導を行うため、用途地域を近隣商業地域に指定するとともに、地区計画の都市計画決定に向け、現在手続を進めているところでございます。

さて、今回の改正につきましては、垂井町宮代堤・一本杉地区地区計画区域内におきまして建築制限を設けることにより、当該地区の地区整備計画の遵守を担保し、地区計画の目標であります周辺環境と調和した商業地の形成を図るための所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の42ページからと、同じく添付をいたしております大垣都市計画地区計画の決定（垂井町決定）の資料を併せて御覧をいただければと思います。

まず、第8条の罰則では、罰則対象の範囲を明確にするため、第1号の中の「及び設計者」以降を「又は築造主」に改めるものでございます。

次に、別表第1の文言の整理を行うとともに、宮代堤・一本杉地区地区整備計画区域の項を加えるものでございます。

具体的には、添付資料の4ページの計画図を御覧ください。

この計画図の赤色の実線で囲まれている区域、これが当該地区の適用区域でございます。

続きまして、別表第2、当該区域における建築物の用途の制限を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、別表第1及び別表第2に当該区域の項を加える改正規定は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく宮代堤・一本杉地区地区計画の決定の告示の日から施行するものでございます。

続きまして、議第12号 垂井町土地区画整理事業補助金交付条例の全部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、小規模な土地区画整理を推進し、併せて社会情勢の変化に対応した助成を行うことにより、さらなる土地区画整理事業の促進と健全な市街地形成を図るため、条例の改正をお願いするものでございますが、改正内容が広範囲にわたることから、条例の全部改正をお願いするものでございます。

まず、題名につきましては、改正前の条例では、土地区画整理事業の補助金に関する事項を定めておりましたが、支援の内容に技術的な援助を追加し、併せて事業への補助金に係る経費を明確化することにより、事業のさらなる促進を図るため、垂井町土地区画整理事業助成条例と定めます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条、目的では、土地区画整理事業の促進と健全な市街地形成を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的といたしております。

第2条、助成の種類は、技術的援助及び事業への補助金といたしております。

第3条、適用の範囲では、第1項におきまして、助成対象事業は施行地区が都市計画区域にあり、地積の合計が2ヘクタール以上であること、第2項におきましては、事業の施行地区が他の行政区域にまたがる場合は、垂井町の行政区域に属する区域を助成対象区域とすることを定めております。

第4条、技術的援助は、第1号におきまして、組合設立認可までの調査、測量、設計及び認可申請の手續に要する事務を、第2号におきましては、その他町長が必要と認めるものとしております。

第5条では、技術的援助の申請について、第6条では、技術的援助の決定について、それぞれ定めております。

第7条では、補助金の額について定めており、補助金の額は別表により算定して得た額の合計額とし、ただし国または県からの負担金額分、補助金額分等は、当該補助金の交付対象としないものいたします。

第8条では補助金の交付申請について、第9条では補助金の交付決定について、第10条では調査等について、第11条では助成の取消し等について、それぞれ定めております。

第12条、委任では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議第13号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

議案書と併せまして、新旧対照表の44ページを御覧ください。

第4条第6号では、特定公園施設である園路及び広場に設置する高齢者、障がい者等の転落

を防止するための設備について定めております。

今回の改正につきましては、令和6年6月21日付で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、いわゆるバリアフリー法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、先ほど申しあげました第4条第6号で引用しておりますバリアフリー法施行令の条ずれを改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上、都市計画課が所管いたします条例関係の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、議第14号及び議第15号の2議案につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第14号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され令和7年4月1日から施行されることに伴い、政令の改正内容に合わせ、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

議案書と併せまして、新旧対照表は45ページを御覧ください。

条例第2条では、非常勤消防団員の退職報償金の支給額は、5年以上勤務した退職者、退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給すると定めています。

この別表（第2条関係）退職報償金支給額表を改め、勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加し、階級区分に応じ退職報償金の支給額を定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、第2項では、経過措置として、改正後の別表の規定は令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によると定めるものでございます。

次に、議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、最近の社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、政令の改正内容に合わせ、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

議案書と併せまして、新旧対照表は46ページから御覧ください。

第5条第2項第2号では、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を「9,100円」から「9,700円」に、ただし書中の補償基礎額の最高額を「14,200円」から「14,500円」に引き上げるものでございます。

同条第3項では、扶養親族のある非常勤消防団員等に係る補償基礎額の加算額について、第1号に該当する扶養親族については、1人につき「217円」を「100円」に、第2号に該当する扶養親族については1人につき「333円」を「383円」に改め、併せて文言の整理を行うものでございます。

同条第4項では括弧書きを削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、別表（第5条関係）では、補償基礎額表中の階級及び勤務年数に応じて定める非常勤消防団員等の補償基礎額について、政令の改正内容に合わせてそれぞれの区分の補償基礎額を増額する改定を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、第2項では、経過措置として、改正後の規定は令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるものと定めるものでございます。

以上、議第14号及び議第15号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、上下水道課に係ります議第16号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、令和6年12月の議会定例会におきまして、布設工事監督者及び水道技術管理者の実務経験年数の緩和や、1級の土木施工管理技術者資格を有する者などを加えるなど内容とする改正条例につきましてお認めをいただきましたが、その後、新たに建設業法施行令の一部を改正する政令により、同施行令第34条の技術検定の検定種目等に条ずれが生じ、建設業法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、水道法施行規則第9条、布設工事監督者の資格及び第14条、水道技術管理者の資格についての改正に対応するため、垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、12月議会でお認めいただきました改正条例につきましては、令和7年4月1日からの施行であり、現時点におきまして施行日前となりますことから、今回の議案の件名につきましても、条例の一部を改正する条例の一部改正についてという議案名となっております。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

議案書並びに新旧対照表48ページを御覧ください。

第3条に新たに加えました第11号中がございますが、「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改め、同じく第4条に新たに加えました第8号中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議第16号の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

○建設課長（藤江和明君） 私からは、議第17号 町道路線の認定につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、資料の町道路線認定調書を御覧ください。

今回の町道路線認定は3路線でございます。

まず初めに、路線番号2123、路線名、宮代123号線でございます。

起点は、垂井町宮代字庭田909番1地先、終点は、垂井町宮代字一本杉3222番1地先。

道路延長は260メートル、幅員は9.25メートルの道路でございます。

旧郷鉄工所西側において、市街化区域編入による商業施設進出計画に伴う住宅対策としまして、計画地より南の町道表佐・宮代線に抜ける道路新設事業を進めるため、今回路線認定をお願いするものでございます。

次に、路線番号3140、路線名、表佐140号線でございます。

起点は、垂井町表佐字出口1073番9地先、終点は、同1073番7地先。

道路延長は30メートル、幅員は6メートルの道路でございます。

次に、路線番号3141、路線名、表佐141号線でございます。

起点は、垂井町表佐字出口1073番1地先、終点は、同1073番5地先。

道路延長は55メートル、幅員は6メートルの道路でございます。

この2路線は、垂井町表佐字出口地内で住宅地を分譲する民間の開発業者により新設され、都市計画法第40条第2項の規定に基づき町に帰属された道路でございます。

以上、町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第4号から議第17号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 2 時 22 分 休憩

午後 2 時 44 分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第 7 議第 18 号 岩手 3 号線路側改良工事請負契約の締結について

○議長（若山隆史君） 日程第 7、議第 18 号 岩手 3 号線路側改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 18 号 岩手 3 号線路側改良工事請負契約の締結につきまして提案理由を御説明申し上げます。

岩手 3 号線路側改良工事を施工するに当たり、過日指名競争入札に付しましたところ、岐阜県不破郡垂井町平尾 703 番地、ダイゼン工業株式会社代表取締役 木村勝治が落札しましたので、この者と 5,313 万円で契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び垂井町議決条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 議第 18 号 岩手 3 号線路側改良工事請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御覧いただきますようお願いいたします。

本件入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき、8 者に指名通知をいたし、去る 2 月 20 日、指名競争入札を執行いたしました。

第 1 回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたダイゼン工業株式会社が 4,830 万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして 5,313 万円で、岐阜県不破郡垂井町平尾 703 番地、ダイゼン工業株式会社代表取締役 木村勝治と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び垂井町議決条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

完成期限は、令和 8 年 3 月 27 日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

○建設課長（藤江和明君） 議第18号 岩手3号線路側改良工事請負契約の締結につきまして、私からは工事概要を説明させていただきます。

お配りしております資料の位置図を御覧ください。

工事施工箇所は、垂井町岩手字谷地内、県道川合垂井線から岩手川にかかります太郎前橋の手前を左折し、岩手川の護岸沿いを走ります幅員は3メートルほどの町道岩手3号線でございます。

道路状況でございますが、道路及び擁壁、電柱基礎部のクラックを確認しており、約1年前と比較しますとクラックの開きが進行しております。原因としましては、河川護岸沿いのため、護岸の浸食及び既設擁壁の劣化によるものと考えます。

本工事につきましては、当初、来年度施工を計画しておりましたが、道路等クラックの状況が進行し、路肩が崩壊する危険もあることから、早急に補修工事を施工する必要性が生じたものでございます。

それでは、工事概要について説明をさせていただきます。

資料の計画平面図及び標準横断図を御覧ください。

施工延長は80メートルでございます。河川護岸側には重力式擁壁を設置してまいります。擁壁設置のため、既設構造物、側溝、ガードレールなどを撤去した後、道路面を3メートル程度掘削いたします。道路面掘削に当たっては、対面が民家となりますので、モルタル吹きつけを行いながら慎重に掘削してまいります。

施工延長が80メートルのため、全長を一度に掘削するのではなく、何スパンかに分け、掘削、擁壁設置、塗り戻しを繰り返し施工する計画でございます。

本工事では、道路面を3メートル程度掘削いたしますので、モルタル吹きつけを行いながら慎重に施工してまいります。対面の民家に影響が生じる可能性がございますので、本工事施行前に建物の事前調査を実施いたします。

また、道路内に上水道配水管が布設されているため、本工事施行前に布設替えを実施いたします。

以上、工事概要でございます。

本工事の完成期限を令和8年3月27日としており、安全かつ慎重に施工してまいります。現場管理・監督を適正に行い、早期に完成できるよう進めてまいります。現在、岩手3号線の道路損傷箇所前後において通行規制看板を設置し、区域内の住民を除く一般車両の通行規制を行っております。

以上、岩手3号線路側改良工事請負契約の締結に係ります工事の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 今回決まる業者は、こういった山工事、吹きつけ専門だからもう安心だと思っておりますが、また心配し過ぎかもしれませんけれども、この図とか写真を見ると、建物、今言われたとおり近いということで、慎重に慎重に一步ずつやっつけていかれるというのはよく分かるんですけど、もし例えば3メートルということですけど、擁壁とか建物に、ないことだと思うんですが、あったときの補償というか、そういったものはどういうふうにご考慮されるか、お尋ねします。万が一あった場合ですけれども、業者なのか役場なのか。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

○建設課長（藤江和明君） ただいまの富田議員の質問への回答でございます。

工事につきましては、慎重に施工してまいるように現場のほうを監督していきたいと思っておりますが、万が一そういった工事中の破損等がございましたら、その今言いました事前調査を行っておりますので、その後を御確認させていただきまして、その影響があった部分につきましては、また改めて補償等、垂井町のほうで補償のほうをさせていただく考えでおりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（若山隆史君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第18号 岩手3号線路側改良工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第8 議第27号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第8号）

○議長（若山隆史君） 日程第8、議第27号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第27号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額からそれぞれ988万2,000円を減額し、予算総額を107億8,587万3,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、巡回バス運行管理業務に係ります委託料の減額、ふるさと納税管理業務及び企業版ふるさと納税管理業務に係ります委託料の増額、財政調整基金及び減債基金に係ります積立金の増額につきまして、それぞれ措置を行いました。

また、民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金、障害福祉サービス費等給付事業に係ります扶助費の増額、生活支援給付金及び調整給付金に係ります負担金、補助及び交付金、児童手当に係ります扶助費の減額につきまして、それぞれ措置を行ったところでございます。

衛生費では、太陽光発電設備等設置費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、クリーンセンターの電気料金に係ります需用費の増額につきまして、それぞれ措置を行いました。

農林水産業費では、県営土地改良事業負担金及び県営ため池等整備事業負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、多面的機能支払交付金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

商工費では、工場等設置奨励金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして措置を行いました。

また、土木費では、除雪業務に係ります委託料の増額、道路新設改良事業に係ります経費の減額、下水道事業会計への負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

消防費では、消防団員退職報償金に係ります報償費の減額につきまして措置をいたしたところでございます。

教育費では、美濃国府跡土地購入費に係ります公有財産購入費の減額、学校給食用食材の高騰に係ります需用費の増額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

なお、災害復旧費では、県支出金の減額に伴う財源更正を行いました。

公債費では、繰入金の減額に伴う財源更正を行ったところでございます。

なお、財源につきましては、町税、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、繰越明許費の補正につきましては、野田ため池廃止事業、垂井1-13号線道路改良事

業、宮代121号線道路改良事業、宮代地内農業用施設災害復旧事業、大石川災害復旧事業に係ります経費を令和7年度に繰り越して実施することをお願いいたすものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材購入事業の追加をお願いいたすものでございます。

地方債の補正につきましては、追加及び限度額の変更をお願いいたすものでございます。

以上、細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第27号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第8号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ988万2,000円を減額をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,587万3,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書は21ページでございます。

歳出から御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。報酬では、会計年度任用職員の報酬に不用額が生じる見込みとなりましたので300万円の減額を、需用費では庁舎関係の経費に不用額が生じる見込みとなりましたので、消耗品費で100万円、光熱水費で270万7,000円の減額を、委託料では巡回バス運行管理業務委託料の不用額が生じる見込みとなりましたことから220万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。なお、財源でございます。国庫支出金につきましては、当初予算の電子契約サービス導入支援業務委託料というものがございましたが、これに対しまして、デジタル田園都市国家構想交付金、国庫支出金で51万3,000円を充当するため、また諸収入では岐阜県後期高齢者医療広域連合に派遣をいたしております職員の人件費相当分として706万4,000円を充当いたすための財源更正をお願いするものでございます。

目4会計管理費でございます。公金振込手数料に不用額が生じる見込みとなりましたので、役務費で200万円の減額をお願いするものです。

目5財産管理費でございます。公衆街路灯の電気料金に不足が生じる見込みとなりましたので、需用費の光熱水費で140万円の増額を、急速充電器リース料につきましては、導入業者が急速充電器設置工事に係る国県補助金の交付を受けることができたことから、設置費が減額となりました。リース料に不用額が生じる見込みとなりましたことから、使用料及び賃借料で145万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。財源は、諸収入におきまして、財産収入、不動産売払収入、こちらは東神田の普通財産の売却収入などでございますが、こちらで1,387万1,000円を充てるものでございます。

目6企画費でございます。委託料では、歳入のふるさと納税及び企業版ふるさと納税の収入が当初予算を上回る見込みとなりましたので、歳出におきましては、ふるさと納税管理業務委託料で3,396万3,000円、企業版ふるさと納税管理業務委託料で73万1,000円について、それぞれ増額を、また公共施設予約システム導入支援業務委託料には不用額が生じる見込みとなりましたことから、298万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。財源では、国庫支出金で公共施設予約システム導入業務委託料や住民公開型GIS利用料に対して国庫支出金が交付される見込みとなったことから、225万8,000円の国庫支出金のほうに記載をさせていただいておるところでございます。

目7電算管理費でございます。電子計算機リース料に不用額が生じる見込みとなりましたので、使用料及び賃借料で200万円の減額をお願いするものでございます。

また、目11財政調整基金費につきましては、今後の財政出動に備えるため、財政調整基金積立金で3,700万円、減債基金積立金で4,420万円、それぞれ増額をお願いするものでございます。

項2徴税费、目1税務総務費でございます。職員の異動などに伴いまして、職員手当等で99万円の増額をお願いするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。償還金、利子及び割引料では、令和5年度、障害者医療費国庫負担金などの額が確定をし、既に交付を受けている額に超過が生じておりますので、過年度国庫支出金返還金として1,910万2,000円の増額を、繰出金では、国民健康保険特別会計への繰出金として1,803万7,000円の増額をお願いするものでございます。財源の箇所では、国民健康保険特別会計繰出金の一部について、国庫支出金で259万円、県支出金で219万7,000円が交付をされる見込みです。また、子ども家庭センターに従事する職員に係る人件費としまして、国・県において財政措置が講じられることとなったことから、国庫支出金でそのほかに67万8,000円、県支出金で16万9,000円の増額となりますので、そちらの財源内訳のほうに載せさせていただいております。

目5老人福祉費でございます。負担金、補助及び交付金では、養護老人ホームへの措置、入所者のため老人保護措置費負担金に不用額が生じる見込みとなりましたことから、630万円の減額をお願いをするものです。また、令和6年9月議会定例会でお認めをいただいておりますグループホームの空調機器改修に係る地域介護・福祉空間整備等事業補助金につきまして、補助対象事業費の減少に伴い不用額が生じる見込みとなりましたので、294万4,000円の減額をお願いをいたすものでございます。財源は、地域介護・福祉空間整備等事業補助金、こちらの減額に伴い、同額の294万4,000円を国庫支出金から減額をするものでございます。

目8社会福祉施設費でございます。令和6年度当初予算でお認めをいただきましたけやきの家改修事業に係ります事業費の確定に伴い、町債を減額をするための財源更正を行っております。

目10介護福祉費でございます。繰出金について、介護保険特別会計繰出金で215万9,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

目11障害者福祉費でございます。役務費では、障害介護給付費支払手数料の予算額に不足が生じる見込みとなりましたので18万3,000円の増額を、扶助費では、障害福祉サービス費等給付事業につきまして、グループホームをはじめとしたサービス利用者の増加に伴い予算額に不足が生じる見込みとなりましたことから、8,423万1,000円の増額をお願いをいたすものでございます。財源では、国庫支出金で4,213万6,000円を、県支出金で2,101万7,000円が交付をされる見込みでございます。

目20生活支援給付金等給付事業費でございます。負担金、補助及び交付金では、令和6年6月議会定例会にてお認めをいただいております生活支援給付金について、前年度分の課税状況に基づき予算を見込みましたが、想定より支給対象となる世帯が少なく、不用額が生じる見込みとなりましたことから、6,020万円の減額を、同じく令和6年6月議会定例会及び9月議会定例会でお認めをいただいております調整給付金につきましても、課税状況の確定によりまして不用額が生じる見込みとなりましたので、1,466万円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。歳出予算の減額に伴いまして、財源の国庫支出金も同額7,486万円を減額をいたすものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。他市町村の私立保育園を利用する際の広域保育委託料につきまして、利用者の減少に伴い不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料で208万7,000円の減額をお願いをするものです。財源では、歳出予算の減額及び今年度の実績などによりまして、国庫支出金で115万7,000円、県支出金で99万4,000円、それぞれ減額となります。また、病児・病後児保育所の広域利用に係ります分担金及び負担金で4万8,000円の増額をお願いをするものでございます。

目2児童福祉施設費でございます。報酬では、こども園及び子育て支援センターの会計年度任用職員の報酬に不用額が生じる見込みとなりましたので、400万円の減額を、負担金、補助及び交付金では、人件費等の増加による公定価格の上昇により、私立認定こども園施設型給付費負担金に不足額が生じる見込みとなりましたので、176万3,000円の増額をそれぞれお願いをいたすものでございます。財源は、私立認定こども園施設型給付費負担金の今年度の実績見込みに基づき、国庫支出金では301万6,000円を、県支出金では254万6,000円を増額し、施設修繕料の一部に対し諸収入の町有建物災害給付金で38万6,000円を充当いたしますので、そのための財源更正をお願いをいたすものでございます。

目5児童措置費でございます。児童手当につきまして、令和6年10月の制度改正に伴い、令和6年9月議会定例会におきまして増額をお認めをいただいておりますが、新たに支給対象となる児童数が想定よりも少なかったことから、不用額が生じる見込みとなりました。扶助費で900万円の減額をお願いをするものです。財源では、国庫支出金で22万3,000円の減額、県支出金で762万2,000円の減額をそれぞれお願いをいたすものでございます。

続きまして、目7でございます。留守家庭児童教室費でございますが、留守家庭児童教室の賄材料につきまして、実は令和6年12月議会定例会におきましても増額をお認めをいただい

おりますが、入室児童数が想定よりも増加をし、さらに不足が生じる見込みとなったことから、需用費、賄材料費で14万2,000円の増額をお願いをするものです。財源では、制度改正に伴う補助単価の増加などにより、国庫支出金で652万円、県支出金で同額652万円の増額を、入室児童数の増加により使用料及び手数料、いわゆる留守家庭児童教室保育料でございます242万5,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費でございます。太陽光発電設備等設置費補助金におきまして、申請件数が当初の想定を下回る見込みとなりましたことから、負担金、補助及び交付金で290万円の減額をお願いをいたすものでございます。財源の県支出金につきましても、同額290万円の減額をお願いをするものでございます。

続きまして、目6は保健センター費でございます。給料では、職員の異動などに伴いまして72万5,000円の増額を、扶助費では、不妊治療費助成金につきまして、県の助成事業の活用が行われたことから想定よりも申請が少なく、不用額が生じる見込みとなり、165万5,000円の減額を、償還金、利子及び割引料では、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金などの額が確定をし、既に交付を受けている額に超過額が生じたことから、過年度国県支出金返還金として2,645万7,000円の増額をお願いをするものでございます。財源でございます。子ども家庭センターに従事する職員に係る人件費につきまして、国・県において財政措置が講じられることになったことから、国庫支出金で299万8,000円を、県支出金で75万円を増額、それぞれお願いをするものでございます。

項2清掃費、目2クリーンセンター費でございます。需用費の光熱水費でございます。クリーンセンターの電気料金に不足が生じる見込みとなりましたことから、300万円の増額を、工事請負費では、計量器更新工事について、仕様の見直しなどにより不用額が生じる見込みとなりましたので、300万円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。財源でございます。使用料及び手数料の一般廃棄物処理手数料でございますが、今年度の実績見込みにより258万8,000円の減額、そして諸収入でございますが、公用車の修繕の財源としまして、町有自動車損害共済給付金で60万6,000円を充当するための財源更正をお願いをするものでございます。

目3塵芥処理費です。歳入、使用料及び手数料、こちらは一般廃棄物処理手数料でございますが、今年度の実績見込みによりまして減額を行うため、41万2,000円の減額の財源更正をお願いをするものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございます。負担金、補助及び交付金では、農地の所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付け、地域の担い手はその農地を借り受け農業を行う場合に、県から町を通して交付される協力金であります機構集積協力金交付補助金で127万1,000円の減額、経営所得安定対策事務費補助金で補助対象事業費の減額によりまして167万円の減額、それぞれお願いをいたすものでございます。償還金、利子及び割引料では、機構集積協力金の交付要件の関係で交付金の返還が生じたので、過年度国県支出金返還金として35万4,000円の増額をお願いをするものでございます。財源でございます。歳出予算の

減額、鳥獣被害防止事業等の事業費の減額などに伴いまして、県支出金では400万3,000円の減額、諸収入は機構集積協力金返還金の35万4,000円を充当するための財源更生をお願いをいたすものでございます。

続きまして、目5 転作研修所等管理費でございます。平尾転作研修所空調設備改修工事につきましては、工事内容を精査するため、本年度の実施を見送ることといたしましたので、工事請負費については全額103万円の減額をお願いをするものでございます。また、この歳出予算の減額に伴いまして、財源のほうでございますが、諸収入、平尾転作研修所空調設備改修工事負担金として34万3,000円の減額をお願いをいたすものでございます。

目7 農地費でございます。負担金、補助及び交付金では、県事業の進捗の影響により、県営土地改良事業負担金で440万8,000円の増額を、県営ため池等整備事業負担金として458万8,000円の増額を、また県による配分計画の変更により、担い手農家の集積率に応じて交付をいたします農業経営高度化支援事業補助金では100万円の減額を、地域の農地保全団体が実施をする事業量が確定をしたことに伴い、多面的機能支払交付金では542万円の減額を、また国営西濃用土地改良事業によって造成されたかんがい施設の施設管理費に係る賦課金が国庫補助により想定を下回る見込みとなったことから、環境保全活動支援金では163万円の減額を、それから次のページの補償、補填及び賠償金では、北部幹線農道の物件移転補償費について不用額が生じる見込みとなったことから、112万7,000円の減額をそれぞれをお願いをいたすものでございます。財源といたしましては、農業経営高度化支援事業及び多面的機能支払交付金に係る歳出予算が減額となったことなどにより、県支出金で762万6,000円が減額、また全体の財政状況を考慮し、北部幹線農道整備工事に充当を当初いたしておりました町債につきましては1,660万円を減額をさせていただくものでございます。

項2 林業費、目2 林業振興費でございます。西南濃森林組合の行う間伐作業道の設置事業に対して交付をいたします一般造林事業補助金でございますが、不用額が生じる見込みとなったことから、負担金、補助及び交付金で257万3,000円の減額をお願いをするものでございます。財源でございます。林道明神線のり面改修工事や林道施設維持補修工事につきましては、有利な町債を充当できる見込みとなりましたので、町債のほうで180万円の増額をお願いをいたしております。

それから、款7 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費でございますが、職員の異動などに伴い、職員手当等で30万円の増額をお願いをするものです。

目2 商工振興費では、工場等設置奨励金について、償却資産の修正申告に伴いまして補助対象経費が減額となりましたので、負担金、補助及び交付金で1,000万円の減額をお願いをするものでございます。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費でございます。公用車の修繕に伴う町有自動車損害共済給付金の23万5,000円の入入れに伴い、諸収入の財源更正をお願いをいたしております。

項2 道路橋りょう費、目2 道路維持費につきましては、去る1月10日、2月8日の積雪に伴い、除雪作業を実施をいたしたため、除雪業務委託料の不足としまして、委託料で2,150万円の増額をお願いをするものです。

目3 道路新設改良費、委託料では、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務委託料に不用額が生じる見込みとなりましたので550万円の減額を、工事請負費では、道路・舗装・路側改良工事に不用額が生じる見込みとなり200万円の減額を、公有財産購入費につきましては、土地購入費に不用額が生じる見込みとなり150万円の減額を、負担金、補助及び交付金では県事業の進捗により県工事負担金に不用額が生じる見込みとなり4,400万円の減額を、補償、補填及び賠償金では物件移転補償費に不用額が生じる見込みとなり200万円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。財源でございます。歳出予算の減額により、国庫支出金で117万円の減額、町全体の財政状況を考慮し、町債では4,540万円の減額をお願いをするものでございます。

目4 橋りょう維持費でございます。橋梁定期点検業務委託料や橋梁補修工事に係ります国庫支出金で153万円の減額の財源更正をお願いをいたすものでございます。

続きまして、項3は河川費でございます。目2 河川維持費でございます。こちらは雨水出水浸水想定区域図策定業務委託料に係る国庫支出金でございますが90万円の減額を、土砂浚渫事業、河川整備事業につきまして有利な町債を充当できる見込みとなりましたので、690万円の財源更正をそれぞれお願いをいたしております。

項4 都市計画費、目4 公共下水道費でございます。負担金、補助及び交付金では、公共下水道事業負担金で470万8,000円の減額を、公共下水道事業補助金では1,020万1,000円の減額を、投資及び出資金では、公共下水道事業出資金として1,878万5,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。財源につきましては、公共下水道基金繰入金で3,000万円の減額をお願いをいたしております。

目8 駅周辺整備費でございます。全体の財政状況を鑑み、駅周辺施設防犯カメラシステム更新事業で予定をいたしておりました町債につきまして880万円の減額をお願いをし、落雷被害等に係ります駅周辺施設の修繕について、町有建物災害共済給付金が交付をされる見込みとなったので、諸収入では12万1,000円の増額の財源更正をお願いをいたしております。

項5 住宅費、目1 住宅管理費でございます。野庵町営住宅境界測量及び登記業務につきまして、当該土地の状況により地目変更に時間を要するため、登記業務を見送ることとしました。委託料で112万8,000円の減額をお願いをするものです。

款9 消防費、項1 消防費、目1 非常備消防費でございます。消防団員退職報償金に不用額が生じる見込みとなりましたので、報償費で158万2,000円の減額をお願いをするものです。財源の消防団員等公務災害補償等共済給付金としまして諸収入で同額を減額をいたすものでございます。

続きまして、款10でございます。項1 教育総務費、目2 事務局費でございます。職員の異動

などに伴いまして、職員手当等で38万円の増額をお願いをするものです。財源の国庫支出金でございます。当初予算の給食費無償化事業補助金に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当いたすため、国庫支出金で2,296万3,000円の増額をお願いをいたしております。

項2小学校費、目1学校管理費です。需用費では、小学校の消耗品あるいは光熱水費に不用額が生じる見込みとなりましたので、消耗品で100万円、光熱水費でも100万円、それぞれ減額をお願いをするものでございます。財源では、当初予算の小学校防犯カメラ設置事業の事業費確定により、町債では10万円の増額を、施設の修繕料の一部に対し、町有建物災害共済給付金を充当するため、諸収入で2万円の財源更正をそれぞれお願いをいたしております。

目3でございます。学校建設費でございます。東小校舎長寿命化改修工事に係ります事業費の一部につきまして、有利な起債を充当できる見込みとなりましたので、町債で200万円の財源更正をお願いをいたしております。

項3中学校費、目1学校管理費です。需用費では、中学校の消耗品費、光熱水費に不用額が生じる見込みとなりましたので、2つ合わせまして300万円の減額をお願いをいたしております。財源では、施設の落雷被害などに伴う修繕料の一部について、町有建物災害共済給付金が充当されることとなりましたので、諸収入で92万円の財源更正をお願いをいたしております。

項5社会教育費、目4文化財保護費でございます。美濃国府跡公有地化事業につきまして、今年度分の土地の取得等に係る調査及び協議が調わなかったことから、委託料で美濃国府跡物件補償調査業務委託料として226万円の減額を、また公有財産購入費では、美濃国府跡土地購入費で6,808万7,000円の減額をそれぞれお願いをいたしております。歳出予算の減額に伴いまして、国庫支出金では5,686万4,000円の減額、町債では1,220万円の減額をお願いをし、一方県支出金につきましては、タリイピアセンターの企画展事業に清流の国ぎふ推進県補助金が充てられることになりましたので、300万円の増額の財源更正をお願いをいたしております。

続きまして、文化会館費でございます。駐車場区画線工事に不用額が生じる見込みとなったことから、工事請負費100万円の減額をお願いをいたすものでございます。

目10タリイピアセンター費つきましては、照明のLED化改修工事につきまして有利な町債を充当できる見込みとなりましたので、令和6年度当初予算でお認めをいただきました実績と併せて町債の発行額を精査をし、90万円の財源更正をお願いをするものでございます。

ワイワイプラザ垂井費では、施設の修繕の一部につきまして、町有建物災害共済給付金を充当するため、諸収入で8万9,000円の増額の財源更正をお願いをいたしております。

項6保健体育費、目1保健体育総務費でございます。職員の異動などに伴いまして、職員手当等で46万円の増額を、全国大会等への出場者数の増加により、スポーツ大会出場助成金としまして、負担金、補助及び交付金で10万円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

目3給食センター費でございます。学校給食に係る食材の物価高騰により、需用費、賄材料費で150万円の増額をお願いをするものでございます。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2農業用施設災害復旧費では、12月補正

でお認めをいただきました宮代地内農業用施設災害復旧工事に係ります県補助金の一部については、令和7年度に措置される見込みとなったことから、県補助金につきまして213万4,000円を減額をする財源更正をお願いするものです。

また、項2は公共土木施設災害復旧費です。目1公共土木施設災害復旧費でございます。12月補正でお認めをいただいております大石川災害復旧工事に有利な起債を充てることから、町債で490万円の増額をお願いをするものです。

款12公債費、項1公債費、目1元金でございます。今年度、財政運営の状況から減債基金の取崩しを行わないことといたしましたので、繰入金で4,000万円の減額の財源更正をお願いをいたすものでございます。

続きまして、10ページでございます。

歳入でございます。

歳入につきましては、款1町税、項1町民税、目1個人でございます。物価高への配慮、顕著な企業業績、人手不足対策などの要因を受けまして、企業等で賃上げ等の傾向が見られたことなどにより、当初予算を上回る見込みとなったことから、所得割では800万円の増額をお願いをするものです。

項2固定資産税、目1固定資産税につきましては、企業の設備投資等の増加傾向であったことから、償却資産で4,000万円の増額をお願いをするものでございます。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金につきましては、令和6年6月議会定例会で、所得税3万円、住民税1万円の定額減税に伴う地方税の減収に伴う補填としまして、地方特例交付金で9,900万円の増額をお認めをいただいております。定額減税につきましては、令和6年度分の町民税が対象となりますので、収納時期の関係上、令和7年度収入についても減少となる部分がございますが、この減少部分も令和6年度で措置をされる見込みとなりましたことから、1,859万1,000円の増額をお願いをするものでございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税につきましては、国税収入の伸びによります追加交付などにより5億3,718万7,000円の増額をお願いをするものです。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金につきましては、今年度から実施しております病児・病後児保育所の運営につきまして、近隣市町と提携をし利用促進を図りましたので、病児・病後児保育所広域利用負担金として、児童福祉費負担金で4万8,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料につきましては、留守家庭児童教室入所者の増加によりまして、児童福祉施設使用料としまして、留守家庭児童教室保育料242万5,000円の増額をお願いをするものでございます。

続きまして、項2手数料、目3衛生手数料につきましては、一般廃棄物処理手数料で実績見込みに基づき300万円の減額をお願いをいたすものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。歳出予算の増額、

減額などに伴い、子どものための教育・保育給付交付金では、合計で294万1,000円の増額、子育てのための施設等利用給付交付金では123万2,000円の減額。それからその下でございます。児童手当国庫負担金では、合わせて22万3,000円の減額を。その下でございます。国民健康保険基盤安定負担金では259万円の増額を。その下でございます。障害者自立支援給付費国庫負担金では4,213万6,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

引き続きまして、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金では2,296万3,000円の増額、デジタル田園都市国家構想交付金では277万1,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

目2民生費国庫補助金では、歳出予算の補正などに伴いまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で7,486万円の減額を、子ども・子育て支援交付金では1,034万6,000円の増額を、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金では294万4,000円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。

目7土木費国庫補助金では、道路、橋梁に係ります社会資本整備総合交付金で270万円の減額を、河川事業に係ります社会資本整備総合交付金で90万円の減額をそれぞれお願いをするものです。

目9教育費国庫補助金では、文化財保存事業補助金として、歳出予算の減額に伴いまして、5,686万4,000円の減額をお願いをいたすものでございます。

款15県支出金でございます。項1県負担金、目2民生費県負担金は、歳出予算の補正などに伴いまして、子どものための教育・保育給付交付金は合わせて129万3,000円の増額を、その下、子育てのための施設等利用給付交付金は61万6,000円の減額を、児童手当県負担金では762万2,000円の減額を、国民健康保険基盤安定負担金では219万7,000円の増額を、障害者自立支援給付費等負担金では2,101万7,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

項2県補助金でございます。目1総務費県補助金でございますが、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金では、タリイピアセンターの企画展事業に補助金が交付される見込みとなりましたので、300万円の増額をお願いをするものです。

目2民生費県補助金、子ども・子育て支援事業費補助金で831万4,000円の増額をお願いをするものです。

目3衛生費県補助金では、太陽光発電設備等設置費補助金で290万円の減額をお願いをいたしております。

目5農林水産業費県補助金でございます。機構集積協力金交付事業費補助金で127万1,000円の減額を、資源向上支払（長寿命化）交付金で406万5,000円の減額、農業経営高度化支援事業補助金で100万円の減額、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金で106万2,000円の減額、農業農村整備事業補助金で256万1,000円の減額、経営所得安定対策事務費補助金で167万円の減額、それぞれお願いをいたすものでございます。

目10災害復旧費県補助金では、農地・農業用施設災害復旧事業補助金で213万4,000円の減額

をお願いをするものです。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入では東神田の普通財産売払い1件、あるいは法定外公共物の払下げ1件につきまして、1,387万1,000円の増額をお願いをするものがございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金は、ふるさと納税、企業版ふるさと納税において、寄附額が当初の想定を上回る見込みとなりましたので、合わせて7,262万5,000円の増額をお願いをいたしております。

款18繰入金、項2基金繰入金につきましては、全体の財政状況を勘案し、目1の財政調整基金繰入金では4億9,400万円を、目2減債基金繰入金では4,000万円を、目5公共下水道基金繰入金では3,000万円をそれぞれ減額のお願いをいたすものがございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、前年度繰越金で2,633万円の増額をお願いをするものです。

款20諸収入、項5雑入、目6雑入、負担金では、平尾転作研修所の空調設備改修工事負担金で34万3,000円の減額を、岐阜県後期高齢者医療広域連合人件費負担金として706万4,000円の増額を、給付金では、町有建物災害共済給付金で156万4,000円の増額、町有自動車損害共済給付金で121万1,000円の増額、消防団員等公務災害補償等共済給付金で158万2,000円の減額をそれぞれお願いをするものです。雑入では、県市町村振興協会助成金で952万9,000円の増額、機構集積協力金返還金で35万4,000円の増額をそれぞれお願いをするものです。

款21は町債でございます。項1町債でございます。目1総務債では、臨時財政対策債の発行可能額が減少したことにより、臨時財政対策債で6,680万円の減額をお願いをするものです。

目2民生債では、社会福祉施設債として150万円の減額をお願いをするものです。

それからその下、農林水産業債では、農業債で470万円の減額をお願いをいたしております。

目7土木債では、今後の財政状況を鑑み、有利な町債を発行することとなり、道路債で7,180万円を減額し、河川債で670万円を増額するとお願いをそれぞれいたすものがございます。また、都市計画債につきましても、880万円の減額をお願いをいたしております。

教育債でございます。目9教育債では、小学校債で210万円の増額、社会教育債で1,130万円の減額をそれぞれお願いをいたします。

目10災害復旧債では、有利な起債を発行できる見込みとなりましたので、災害復旧債で1,200万円の増額をそれぞれお願いをいたすものがございます。

議案書に戻っていただきまして、第2条は繰越明許費でございます。

繰越明許費の追加でございますが、こちらは第2表によりますので、第2表のほうの繰越明許費は5ページでございますが、お願いをいたします。

款6は農林水産業費、項2農業費、野田ため池廃止事業につきましては、老朽化した野田ため池事業の廃止に伴いまして、池の水抜きをしたところ、堆積層が想定よりも厚かったということで、年度内での完了が厳しいということになりましたので、2,100万円を令和7年度に繰

り越して実施をするものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費につきましては、令和6年度当初予算でお認めをいただいております道路法線是正のための測量設計事業1,100万円について、本事業の契約を締結をした後、委託業者が災害協定に基づき令和6年、台風10号がございまして、そちらの災害関係の業務に当たるために、年度内でのこちらの業務の完了が困難となってしまいましたので、700万円を令和7年度に繰り越して実施をするものでございます。道路橋りょう費の宮代121号線道路改良事業につきましては、宮代121号線の道路新設のため、令和6年12月議会定例会でお認めをいただきました土地購入費4,900万円、こちらにつきましては、関係者との用地取得交渉に時間を要しましたことから、このうち3,940万円につきましては、令和7年度に繰越しをお願いをするものでございます。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費では、宮代地内農業用施設災害復旧事業でございまして、こちら令和6年12月定例会でお認めをいただいております台風10号に伴う大雨災害により被災をした宮代地内の農業施設の復旧事業でございまして、災害認定に伴う県との交渉や調整に不測の時間を要したことなどによりまして、374万円を翌年度に繰越しをお願いをするものでございます。

同じく項2公共土木施設災害復旧費につきましては、大石川災害復旧事業でございまして、同じく12月議会定例会でお認めをいただきました台風10号により被災をした大石川護岸復旧工事でございますが、災害認定に伴う国との交渉や調整に時間を要したことから、年度内での完了が見込めないということで、885万円を翌年度に繰越しをお願いをするものでございます。

申し訳ございません、議案書3条でございます。

債務負担行為でございます。

債務負担行為は、6ページの第3表を御確認いただきますようお願いいたします。

中学校教科書の改訂でございます。中学校用の教師用教科書、指導書、指導用教材、今年度から来年度に向けて購入をいたしますので、債務負担行為を追加するものでございます。期間は令和6年度から7年度まで、限度額は814万5,000円でございます。

再度、議案書は第4条でございます。

地方債の補正でございます。

地方債は、7ページの第4表でございます。地方債の補正は第4表を御確認をお願いいたします。

追加につきましては、河川整備事業ほか3事業につきまして、変更につきましては臨時財政対策債ほか9事業、合わせて10でございますが、それぞれお願いをいたすものでございます。いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

なお、37ページ以降は給与費明細書、39ページ、地方債の現在高見込みに関する調書を添付いたしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますよう何とぞお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 文化財保護費についてお尋ねしたいと思います。

今期はちょっと状況がそろわなかったということで、美濃国府跡についての減額の補正が上
がってきております。

今後とも今までと変わらず、国史跡、美濃国府跡の土地取得に向けて情熱的に取り組んでい
ただけるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

○生涯学習課長（桑原和弘君） 江上議員の御質問にお答えいたします。

この美濃国府跡公有地化事業につきましては、今年度で終わりではございませんので、今年
度交渉がまとまらなかったところにつきましても引き続き次年度以降購入できるように一生懸
命取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたしま
す。

○議長（若山隆史君） ございませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 広瀬隆博君。

○8番（広瀬隆博君） 大変長いこと説明していただきましたが、令和の米騒動で世の中大変苦
しんでおりますが、垂井町ふるさと納税で、この前もマスコミで報道されましたが、500件以
上のふるさと納税された方のお米がなくなったということでお聞きしておりますが、21ページ
の企画費の中で、ふるさと納税管理業務委託料がございませぬ。これは全国的に米が不足し
て、垂井町にいっぱい米で来たと思うんですけども、米を返礼してくれということ。これは
幾らぐらいあったのか、ちょっと教えていただきたいんですけども、分かりますかね。分か
りませんか。半分ぐらいだとか、まずそれをお聞きします。

○議長（若山隆史君） ちょっと今質問が最後のほう、語尾が分かりにくかったんですが。

○8番（広瀬隆博君） ふるさと納税でお米の返礼品がたくさん来まして、その返礼品が返せな
いということがございませぬ。それで、お米が今どれぐらいの返礼品として来たのかなと
思ってちょっとお聞きしたんですけども。

それで、あとその後聞こうと思ったんですけども、そのお米の返礼品はもう返される。今
年度中に返すことができるんですけども。どうでしたか。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 広瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今年度のお米の返礼品でございませぬが、昨年と比べますと相当伸びておりまして、令
和6年4月から12月までの実績を見てみますと、割合的には59.24%ぐらいの割合を占めてお
ります。金額的には1億1,389万4,200円ほどの寄附金をいただいております。

今お話がありましたとおり、お米の返礼品で寄附をいただいた寄附者の皆様には大変御迷惑をおかけしておるところでございます、今現在、その寄附していただいた方に御連絡をさせていただきながら対応をさせていただいているところでございます。

寄附者の皆様には、同等品の返礼品に換えていただくか、または令和7年11月産のお米まで待つていただくかのどちらかを選択していただくように、今御案内をさせていただいておりますので、今現在対応中ということでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若山隆史君） 8番 広瀬隆博君。

○8番（広瀬隆博君） ありがとうございます。

かなりの米の量ということでございますが、最近、米の買占めということで、マスコミもかなり取り沙汰されているわけなんですけれども、大体今、5キロ4,000円とかいう値段で市場に出回っているということでございます。例えば、今買ってもこれから下がってくるか、上がって……。

○議長（若山隆史君） 今、広瀬議員、予算に基づいて言われておるんですね。

○8番（広瀬隆博君） はい、企画費のふるさと納税の3,171万4,000円のことについて、要するにこれがペナルティーとかそういうのを引かれておるんかどうか、今後、来年度にもいくのかどうか、その辺のところは先に払ってしまうんかどうかだけお聞きしたかったんですけど。

○議長（若山隆史君） 執行側、分かりましたか、今の。

ちょっと何か質問がよく理解できないと思うんですね。

○8番（広瀬隆博君） 要するにお米が出荷できないと、ほかのものに代わるということでございますが、この委託料というのは、そういうものが入っていたんですかね。もうこれで終わりでよかったですか。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 御質問にお答えさせていただきます。

この21ページの委託料、ふるさと納税管理業務委託料につきましては、この委託料の業務の中には、返礼品の調達ですとか送付の費用、また広報に係る費用、ポータルサイトの掲載料、クレジット決済手数料、ふるさと納税推進業務などが入っております。

このふるさと納税の納税額の8%に相当する額に消費税を合算した額を委託料としてお支払いさせていただいておりますので、今年度、ふるさと納税として受けさせていただいたものにつきましては、委託料として支出をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第27号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第8号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第28号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（若山隆史君） 日程第9、議第28号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第28号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ219万1,000円を追加し、予算総額を27億1,684万3,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では国保連合会事務電算共同処理業務に係ります委託料の増額につきまして措置を行いました。

基金積立金では、国民健康保険基金に係ります積立金の増額につきまして増額を行いました。

諸支出金では、過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額について措置を行った次第でございます。

財源につきましては、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第28号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219万1,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,684万3,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料で89万5,000円増額補正をお願いするものでございます。結核、精神疾患に係る医療費が多い市町村に交付されます特別調整交付金の申請に当たりまして、レセプトデータの抽出・分析などデータ作成業務を岐阜県国民健康保険団体連合会へ委託するものでございます。

続きまして、款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、節24積立金で1万1,000円増額補正をお願いするものでございます。基金を積み立てる定期預金で、満期時の利息について、近年変動がなかった利率につきまして、定期預金継続の際に率が上がったことにより予算が不足し、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料で128万5,000円増額補正をお願いするものでございます。令和5年度の国民健康保険事業に係ります各種国・県からの負担金、交付金、補助金の額がそれぞれ確定したことに伴い、交付金が超過となりましたので、返還をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきまして、節1医療給付費分現年課税分で1,400万円の減額、節5後期高齢者支援金分現年課税分で500万円の減額補正をお願いするものでございます。被保険者数の減少、保険税の軽減対象者が見込み以上であったことなど、実際の賦課額により補正をさせていただくものでございます。

続きまして、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目8社会保障・税番号制度システム整備費補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金で824万円の増額補正をお願いするものでございます。マイナンバーカードと健康保険証一体化に伴う周知広報事業及びシステム改修事業による補助金でございます。

続きまして、款6県支出金、項1県補助金、目1民生費県補助金、節5保険給付費等交付金で573万6,000円減額補正をお願いするものでございます。マイナンバーカードと健康保険証一体化に伴うシステム改修事業の補助金を特別交付金で計上しておりましたが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金による交付であったため、減額補正をお願いし、また結核、精神疾患に係る特別調整交付金で313万円分の増額分も含んでおります。

続きまして6ページをお願いいたします。

款8財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金で1万1,000円増額補正をお願いするものでございます。国民健康保険に係る基金利子でございます。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金で723万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。低所得者数に応じ保険税額の一定割合を補填する保険者支援分と保険税の軽減分を補填する保険税軽減分について、国・県の

保険基盤安定負担金の交付決定を受けたことによりお願いするものでございます。節6 財政安定化支援事業繰入金については、県より繰入れ基準額の決定を受け1,007万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。節7 その他一般会計繰入金で71万9,000円増額補正をお願いするもので、福祉医療制度により保険給付費が波及して増加する分について、国庫負担金が減額調整された分を補填するため、一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で63万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第28号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第29号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（若山隆史君） 日程第10、議第29号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第29号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,776万円を追加し、予算総額を28億1,817万円とい

たすものでございます。

補正いたします主なものは、保険給付費では、居宅介護サービス給付費負担金及び高額介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして措置を行いました。

地域支援事業費では、訪問・通所型サービス負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして措置を行いました。

諸支出金では、国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額につきまして措置を行った次第でございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） ただいま上程されました議第29号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、保険給付費におきまして、予算額に対し不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に1,776万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,817万円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、8ページを御覧ください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、節18負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金でございます。要介護者の訪問型サービスや通所型サービスに対し給付されるもので、予算額に不足が見込まれることから、1,500万円の増額をお願いするものでございます。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節18負担金、補助及び交付金の高額介護サービス費負担金でございます。同一世帯の要介護者等が同じ月に利用した介護サービスに係る利用者負担額が一定の上限額を超えたときに支給されるもので、予算額に不足が見込まれることから、80万円の増額をお願いするものでございます。

款4地域支援事業費、項3介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節11役務費の審査支払手数料でございます。給付費の審査や支払い業務を行う国民健康保険団体連合会への事務手数料で、予算額に不足が見込まれることから4,000円の増額をお願いするものでございます。節18負担金、補助及び交付金の訪問・通所型サービス負担金でございます。要支援者が訪問介護やデイサービスの事業に対し給付されるもので、給付費に不足が生じる見込みとなりましたので、140万円の増額をお願いするものでございます。

9 ページを御覧ください。

目 2 介護予防ケアマネジメント事業費、節12委託料の介護予防ケアマネジメント委託料でございます。要支援者が利用する介護予防・生活支援サービス事業を利用する際に必要となるケアプランの作成を事業所に委託するもので、予算額に不足が見込まれることから、6万円の増額をお願いするものでございます。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金、節22償還金、利子及び割引料の国庫負担金等過年度分精算返還金でございます。令和 5 年度の介護報酬改定等のシステム改修に係る補助対象経費が確定したことに伴い、令和 5 年度に受け入れました国庫補助金の超過交付額を返還するもので、予算額に不足が見込まれることから49万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5 ページを御覧ください。

歳入につきましては、給付費に対する国・県・町、被保険者における法定負担割合に基づき計上しております。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございます。国の負担分として、給付費の居宅分20%相当分316万円の増額をお願いするものでございます。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金の介護給付費調整交付金でございます。市町村の保険料基準額の格差調整をするため交付されるもので、給付費の 3 %相当分47万4,000円の増額をお願いするものでございます。

目 4 地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業国庫交付金でございます。地域支援事業に対する国の負担分として、給付費の20%相当分29万3,000円の増額をお願いするものでございます。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金の介護給付費交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、第 2 号被保険者の保険料に当たり、給付費の27%相当分426万6,000円の増額をお願いするものでございます。

目 2 地域支援事業支援交付金の地域支援事業支援交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、第 2 号被保険者の保険料に当たり、給付費の27%相当分39万5,000円の増額をお願いするものでございます。

6 ページを御覧ください。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございます。県の負担分として、給付費の居宅分12.5%相当分197万5,000円の増額をお願いするものでございます。

項 3 県補助金、目 2 地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業県交付金でございます。地域支援事業に対する県の負担分として、給付費の12.5%相当分18万4,000円の増額をお願い

するものでございます。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございます。町の負担分として給付費の12.5%相当分197万5,000円の増額をお願いするものでございます。

目3地域支援事業繰入金（総合事業）の地域支援事業費負担金繰入金（総合事業）でございます。地域支援事業に対する町の負担分として、給付費の12.5%相当分18万4,000円の増額をお願いするものでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金でございます。歳入歳出予算の均衡を図るため、485万4,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第29号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第30号 令和6年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第11、議第30号 令和6年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第30号 令和6年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出に118万7,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億5,116

万円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、水道事業費用では、給与改定及び職員異動に伴う人件費の増額につきまして措置を行いました。

以上、細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました議第30号 令和6年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、職員の異動及び本年度の給与改定に伴い、収益的支出及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費について不足が生じる見込みとなりましたので、所要の補正をお願いするものでございます。

それでは、議案書の第2条、収益的支出の補正についてでございます。

令和6年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用におきまして、既決額4億9,427万6,000円に118万7,000円を追加し、4億9,546万3,000円とし、また第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきまして、予算第6条に定めた経費の金額の職員給与費におきまして、既決額4,045万4,000円に同じく118万7,000円を追加し、4,164万1,000円とするものでございます。

補正予算実施計画明細書の1ページを御覧ください。

款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費でございます。給与改定に伴い、給料で44万5,000円、法定福利費で21万7,000円、賞与引当金繰入額で8万7,000円、法定福利費引当金繰入額で2万3,000円の増額をお願いするものでございます。

目4総係費でございます。人事異動及び給与改定に伴い、給料で17万2,000円、法定福利費で17万7,000円、賞与引当金繰入額で5万1,000円、法定福利費引当金繰入額で1万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次の2ページには、令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページにかけて給与費明細書、5ページには令和6年度予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 令和6年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第31号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（若山隆史君） 日程第12、議第31号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第31号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出の予定額からそれぞれ447万7,000円を減額し、収益的収入の予定額を7億2,737万4,000円、収益的支出の予定額を6億8,787万4,000円とするともに、資本的収入及び支出の予定額からそれぞれ6,500万円を減額し、資本的収入の予定額を7億7,864万3,000円、資本的支出の予定額を9億7,315万3,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、公共下水道事業費用では、給与改定及び職員異動に伴います人件費の増額、汚泥処分及び汚泥運搬業務に係ります委託料の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

公共下水道事業資本的支出では、下水道布設工事に係ります工事請負費の減額につきまして措置を行いました。

なお、財源につきましては、営業収益、営業外収益、企業債、出資金及び補助金につきまして措置を行いました。

以上、細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました議第31号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものとしまして、職員の人事異動及び給与改定に伴うもの及び下水管布設

など本年度事業が完了したことに伴うもの、また国庫補助金、県補助金及び企業債利息などが確定したことによる収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、それぞれの補正をお願いするものでございます。

それでは、議案書、第2条でございます。

令和6年度垂井町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量、公共下水道事業の主要な建設改良事業の污水管渠建設改良事業におきまして、既決量2億610万円から6,100万円を減額し、1億4,510万円とするとともに、処理場建設改良事業におきましては、既決量4億6,345万円から400万円を減額し、4億5,945万円とするものでございます。

第3条でございます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正につきましては、まず収入でございます。

第1款公共下水道事業収益、第1項営業収益の既決額2億2,739万円から122万4,000円を減額し、2億2,611万6,000円とし、第2項営業外収益の既決額5億446万円から325万3,000円を減額し、5億120万7,000円とするものでございます。

支出におきましては、第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用の既決額6億1,152万円から247万7,000円を減額し、6億904万3,000円とし、第2項営業外費用7,336万7,000円から200万円を減額し、7,136万7,000円とするものでございます。

第4条、資本的収入及び支出の補正につきまして記載をしております。

予算第4条につきましては、資本的支出額に対し不足します財源の補填につきまして、本文の括弧書き中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,757万円を3,277万5,000円に改め、また当年度分損益勘定留保資金1億5,996万6,000円を1億6,476万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

次のページを御覧ください。

収入でございます。

第1款公共下水道事業資本的収入、第5項企業債の既決額2億9,490万円から3,050万円を減額し2億6,440万円とし、第6項出資金の既決額2億2,018万5,000円から1,878万5,000円を減額し2億140万円とし、第9項補助金の既決額3億407万3,000円から1,571万5,000円を減額し、2億8,835万8,000円とするものでございます。

支出におきましては、第1款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費の既決額6億6,955万円から6,500万円を減額し、6億455万円とするものでございます。

第5条、企業債の補正につきましては、事業費の確定により、予算第5条に定めた公共下水道事業債の限度額2億9,490万円を減額し、2億6,440万円に改めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、人事異動及び給与改定により、予算第7条に定めた職員給与費におきまして、既決額3,884万3,000円に102万3,000円を追加し、3,988万6,000円とするものでございます。

第7条、他会計からの補助金の補正につきましては、各事業費の確定等により一般会計から

の補助金を減額させていただき、予算第8条に定めた一般会計からの補助を受ける金額につきまして、3億759万1,000円から減額をし、2億9,739万円に改めるものでございます。

令和6年度補正予算実施計画明細書、2ページ、収益的収入及び支出の支出から御説明をさせていただきます。

款1 公共下水道事業費用、項1 営業費用、目1 污水管渠費でございます。給与改定に伴い、給料で25万3,000円、法定福利費で3万9,000円、賞与引当金繰入額で6万2,000円、法定福利費引当金繰入額で1万6,000円の増額をお願いするものでございます。

目3 処理場費でございます。こちら職員給与改定に伴い、給料で4万9,000円、2つ飛びまして、賞与引当金繰入額で4,000円及び法定福利費引当金繰入額で2,000円の増額をお願いするものでございます。

また、戻っていただきまして、委託料では、浄化センターにおきまして汚水を処理する過程で発生をいたします汚泥の処分及び運搬業務委託につきまして、当初予定量より減少する見込みとなりましたので200万円の減額を、また動力費では令和6年8月から契約相手方を変更したことなどにより、150万円の減額補正をお願いするものでございます。

目4 総係費でございます。職員の人事異動及び給与改定に伴い、給料で24万7,000円、手当等で3万2,000円、法定福利費で19万8,000円、賞与引当金繰入額で9万7,000円、法定福利費引当金繰入額で2万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次の3ページを御覧ください。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費でございます。企業債利息におきまして、地方公共団体金融機構における企業債償還支払利息が見込みより低い利率でありましたので、200万円の減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、1ページにお戻りください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

款1 公共下水道事業収益、項1 営業収益、目1 下水道使用料でございます。下水道使用料につきましては、下水道へ排水します基本水量10立方メートルを超える超過料金分が予定量より多くなる見込みとなりましたので、348万4,000円の増額をお願いするものでございます。

目3 他会計負担金でございます。他会計負担金につきましては、雨水処理施設における減価償却分でございますが、470万8,000円の減額をお願いするものでございます。

項2 営業外収益、目2 他会計補助金でございます。他会計補助金につきましては、下水道使用料及び消費税還付金の増額及び汚泥の処分及び運搬費用や動力費の減額などにより、1,020万1,000円の減額をお願いするものでございます。

目7 消費税還付金でございます。消費税還付金につきましては、他会計補助金の減額及び支出総額が見込みより多くなりましたので、694万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の支出につきまして御説明をさせていただきます。

款1 公共下水道事業資本的支出、項1 建設改良費、目1 汚水管渠建設改良費でございます。工事請負費につきまして、汚水処理施設整備交付金の減額に伴い、舗装復旧工事を見送ったこと、また下水管布設工事及び供用開始区域内の公共ます新設工事の確定により5,800万円の減額を、補償金では、下水管布設工事におきまして区域内の地権者と協議を行った結果、路線の取りやめや短縮により300万円の水道管移転補償費の減額をお願いするものでございます。

目3 処理場建設改良費でございます。工事請負費におきまして、汚水処理施設整備交付金の減額に伴い、浄化センターのり面植生工の減により400万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、前の4ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款1 公共下水道事業資本的収入、項5 企業債、目1 企業債でございます。下水道事業における本年度事業の額が確定したことから、3,050万円の減額をお願いするものでございます。

項6 出資金、目1 出資金でございます。こちらも本年度の下水道事業の額が確定したことによる減額及び県費補助金であります特定基盤整備推進交付金の交付対象となり、交付額が確定したことにより1,878万5,000円の減額をお願いするものでございます。

項9 補助金、目1 国庫補助金でございます。国庫補助金につきましては、本年度の汚水処理施設整備交付金の額の確定により、2,368万8,000円の減額をお願いするものでございます。

目2 県費補助金でございます。県費補助金につきましては、特定基盤整備推進交付金の額確定により797万3,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、6ページには令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書、7ページから8ページにかけて給与費明細書、9ページから10ページには令和6年度予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可

決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 53 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 水 野 忠 宗

会議録署名議員 渡 辺 保 彦

